

令和2年度障害者総合福祉推進事業
障害者支援のあり方に関する調査研究
ーグループホーム、地域生活支援の在り方ー
事業報告書

令和3年3月
PwC コンサルティング合同会社

目次

I. 事業概要	1
1. 背景と目的	1
2. 事業実施体制	2
3. 実施内容	3
II. グループホーム、地域生活支援の在り方検討結果 報告	4
1. 現状及び課題	5
2. 検討に当たっての基本的な考え方	6
3. 論点及び今後の課題	6
4. 終わりに	15

参考資料

1. 検討委員会におけるその他・補足の意見
2. データ等参考資料

I. 事業概要

本章では、本事業の背景と目的、検討会の開催概要について記載する。

1. 背景と目的

グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるため整備が推進されてきたところであり、それらの支援において重要な役割を担っている。一方、平成 18 年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以降 10 年以上が経過し、グループホームにおける障害の重度化・高齢化や、障害福祉サービスに実績や経験のあまりない事業者の参入など、様々な状況の変化がある。また、グループホームの利用者の中にはグループホームではなく一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在する。

一人暮らし等の障害者等の地域生活を支援するため、平成 30 年度に障害者総合支援法のサービスとして自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていない。また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備が進められているが、一部の市町村における整備に留まっている。

以上の背景を踏まえ、本事業においてはグループホームや、障害者の地域生活を支える制度のあり方について検討する。

2. 事業実施体制

本事業では、有識者7人で構成する検討委員会を組成し、4回の検討会を実施した。なお、新型コロナウイルス感染拡大状況を踏まえ、会議は原則オンライン開催とした。

①検討委員会

検討委員会委員は次のとおりである。なお、座長には小澤氏が就任した。

図表1 検討委員会委員

氏名	所属	備考
井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院 教授	学識経験者
岩崎 香	早稲田大学 人間科学学術院 教授	学識経験者
小澤 温	筑波大学 人間総合科学学術院 教授	学識経験者
曾根 直樹	日本社会事業大学 専門職大学院 准教授	学識経験者
高木 憲司	和洋女子大学 家政学部 准教授	学識経験者
野澤 和弘	植草学園大学 発達教育学部 教授	学識経験者
平野 方紹	立教大学 コミュニティ福祉学部 教授	学識経験者

(五十音順、敬称略)

②オブザーバー及び事務局

検討委員会オブザーバーとして次の方が参画した。

図表2 オブザーバー

氏名	所属
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室長
栗原 拓也	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室長補佐
吉野 智	厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部 障害福祉課 地域生活支援推進室 障害福祉専門官(精神障害担当)
齋藤 綾子	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 地域移行支援専門官
名雪 和美	厚生労働省社会・援護局 障害保健福祉部 精神・障害保健課 相談支援専門官

(敬称略)

本事業実施事務局として、以下の社員が参画した。

図表3 事務局

氏名	所属
東海林 崇	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアマネージャー
植村 綸子	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
栗城 尚史	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 シニアアソシエイト
平良 岬	PwC コンサルティング合同会社 公共事業部 アソシエイト

3. 実施内容

検討委員会は以下のとおり全4回開催した。

図表4 検討委員会 開催概要

開催日	主な議題
第1回 令和2年 12月8日(水)	<ul style="list-style-type: none">・事業概要の説明・現状、論点の整理
第2回 令和3年 1月22日(金)	<ul style="list-style-type: none">・各委員からのプレゼンテーション・各論点に関する議論
第3回 令和3年 2月17日(水)	<ul style="list-style-type: none">・各委員からのプレゼンテーション・各論点に関する議論・今後の検討の方向性に関する取りまとめ案の確認・議論
第4回 令和3年 3月11日(木)	<ul style="list-style-type: none">・検討会報告書案の確認

Ⅱ. グループホーム、地域生活支援の在り方検討結果 報告

1 現状及び課題

2 検討に当たっての基本的な考え方

3 論点及び今後の対応

(1) グループホームの制度の在り方

①グループホームの制度の枠組み

【基本的な考え】

【検討の方向性】

【(仮称) 自立生活移行支援型グループホームの検討に当たっての論点】

ア (仮称) 自立生活移行支援型とそれ以外 ((仮称) 一般型) の対象者の整理

イ 制度の位置付け (3類型との関係を含む)

ウ (仮称) 自立生活移行支援型グループホーム退去後の切れ目のない支援の実施

エ (仮称) 自立生活移行支援型グループホームの適正な運営を確保するための対策

②その他の論点

ア 支援の質の確保

イ 重度障害者の受入体制の整備や外部サービスの利用の在り方

○ 重度障害者の受入体制の整備

○ 外部サービスの利用の在り方

ウ 必要なサービス量の在り方

エ 家賃補助の在り方

オ その他

(2) 地域移行・地域生活を支える施策の拡充

【基本的な考え】

【検討の方向性】

① 自立生活援助、地域定着支援等の制度の在り方

ア 自立生活援助のサービスの拡充

イ 自立生活援助・地域定着支援の一本化

ウ グループホームと自立生活援助等の一体的な運営の促進

エ 意思決定支援の推進

② 住宅施策との連携の強化

③ 地域生活支援拠点等の推進

④ 地域における重層的な支援体制との連携

4 終わりに

グループホーム、地域生活支援の在り方について

1. 現状及び課題

○ グループホームについては、障害者が重度化・高齢化する中、地域での生活をできる限り継続できるよう、重度障害者の受入体制の整備が課題となっている。平成30年度に障害の重度化や高齢化に対応する日中サービス支援型グループホームを創設するとともに、令和3年度報酬改定では重度障害者の受入体制を強化するための報酬の見直しを行うこととしている。

○ 一方、利用者の中には一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が一定数存在。

(参考) グループホームを利用する者の今後の住宅形態の希望

	グループホーム	一人暮らし	二人暮らし(パートナー、結婚等)	実家や親との同居
知的障害者	86.3%	7.1%	1.4%	2.3%
精神障害者	70.8%	20.3%	2.0%	4.2%
身体障害者	87.6%	7.0%	0.7%	2.0%

(平成30年度障害者総合福祉推進事業「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査研究」)

(参考) 精神科病院長期入院中の患者の希望(退院する場合に暮らしたい場)

一人暮らし 29.6% 家族と同居 49.5% グループホーム 14.2% 他

(平成26年度障害者総合福祉推進事業「精神障害者の地域移行及び地域生活支援に向けたニーズ調査」)

○ 一人暮らし等の障害者等の地域生活を支援するため、平成30年度に障害者総合支援法のサービスとして自立生活援助を創設したが、サービスが十分に行き渡っていない。

また、障害者の親亡き後を見据え障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等の整備が進められているが、一部の市町村における整備に留まっている。

障害者の地域生活を支える体制が十分ではないことから、一定の支援があれば希望する地域の住まいでの生活が可能な障害者であっても、現実的な選択肢がグループホームに限られる状況となっている。

障害者総合支援法の「どこで誰と生活するかについての選択の機会の確保」という基本理念に照らして課題がある。

○ グループホームについては、近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられる状況があり、利用の希望のない者や支援の必要性が乏しい者の継続的な利用や、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される状況もある。

○ グループホームは対象者の具体的な要件がなく、利用者は障害種別、障害程度、年齢などについて様々となっている。また、運営形態や支援実態も様々であり、医療的ケアが必要な重度障害者を受け入れるグループホームがある一方、一人暮らしに近いア

パートタイプのグループホームも存在する。

- グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるため整備を推進してきたところであり、利用者数は令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り約14万人に、費用額は約2400億円に増加している。

※平成21年から直近までの間、利用者数は2.5倍（平成22年3月）5.6万人→（令和2年11月）14.0万人）、費用額は約3.7倍（（平成21年度）652億円→（令和元年度）2,422億円）に増加。

2. 検討に当たっての基本的な考え方

- グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域生活への移行や地域生活の支援について重要な役割を担っている。

一方、平成18年度に障害者自立支援法のサービスとして位置づけられて以降10年以上が経過し、グループホームにおける障害の重度化・高齢化や、障害福祉サービスに実績や経験のあまりない事業者の参入など、様々な状況の変化がある。

また、グループホームの利用者の中にはグループホームではなく一人暮らしや家族、パートナー等との同居を希望する者が存在する。

- こうした現状及び課題を踏まえ、グループホームや地域生活を支える制度の在り方について、改めて検討する必要がある。

<検討の視点>

- ①障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、障害者の希望を踏まえた地域生活を推進する観点から、地域での多様な住まいの暮らしを選択できるよう、グループホームや障害者の一人暮らしや家族等との生活を支える地域生活支援施策の在り方を検討する。
- ②障害者の障害特性や障害程度を踏まえた支援の質や適切な運営を確保する観点も踏まえた検討を行う。

3. 論点及び今後の課題

(1) グループホームの制度の在り方

「障害者の希望を踏まえた地域生活を推進する観点」及び「障害者の障害特性や障害程度を踏まえた支援の質や適切な運営を確保する観点」から、グループホームの制度の枠組み等について検討する。

① グループホーム制度の枠組み

【基本的な考え】

- グループホームの利用者の中には、グループホームではなく一人暮らしや家族、パートナー等との生活を希望する者が存在する。

また、一定期間、グループホームにおいて本人が希望する住まいの場に向けた支援やアセスメントが必要な者が存在する。

障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、グループホームの利用者を含め本人が希望する地域生活に向けた支援を推進していく必要がある。

- あわせて、グループホームは対象者の具体的要件が定められておらずアパートでの一人暮らしに近いグループホームもある。

グループホームの利用を希望しない者や支援の必要性が乏しい者の継続的な利用につながらないように、グループホームの対象者を明確化する必要がある。

【検討の方向性】

- グループホームについて、本人が希望する地域生活に向けて支援することを制度の目的とした類型を創設することが考えられる。

- 具体的には、一定期間後に本人が希望する住まいに移行できるよう支援することを目的とした（仮称）自立生活移行支援型グループホームの制度化について検討することが考えられる。

その際、グループホームの利用に当たって、障害者本人の住まいの希望について丁寧に把握するとともに、当該障害者が希望する地域生活に向けた支援を実施する体制を確保する必要がある。

- ※ 現行制度上、グループホームで一人暮らし等への移行を支援する制度として、
 - ・グループホームの本体住居と離れた場所で一人暮らしを支援する「サテライト型住居」
 - ・「自立生活支援加算」（退去後の居住の場の確保や在宅サービスの連絡調整等を行った場合に1回500単位を加算（計3回限度）があるが、十分なインセンティブとして機能していない状況。また、一人暮らし等に向けた訓練を行う施設として「宿泊型自立訓練（令和2年11月：233事業所、利用者数3,148人）」があるが、新たに整備するための財源や人材の確保が課題。

- また、検討に当たっては、
 - ・障害者の希望を踏まえた地域生活を推進することを目的とした制度としての実効性を確保するとともに、
 - ・グループホームの利用を希望しない者や支援の必要性が乏しい者の継続的な利用につながらないように、

（仮称）自立生活移行支援型グループホームとそれ以外のグループホームそれぞれの対象者について、障害支援区分等の客観的指標等によりできる限り明確化を図る必要がある。

その際、障害者の置かれている状況によっては、障害支援区分とグループホームによる支援の必要性が必ずしもリンクしない場合があることも踏まえつつ、グループホームを必要とする障害者が排除されないことがないように留意が必要。

- グループホームにおける障害者の希望を踏まえた地域生活に向けた支援の実施と併せて、障害者の多様な住まいの場における地域生活の支援施策を拡充する必要がある。

【(仮称) 自立生活移行支援型グループホームの検討に当たっての論点】

ア (仮称) 自立生活移行支援型とそれ以外 ((仮称) 一般型) の対象者の整理

- 対象者については、グループホームのサービスが、障害者総合支援法上、「主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行うこと」を目的としたサービスであることを踏まえて整理する必要がある。

今後、グループホームの利用者の状況や支援の実態について調査を実施し、障害種別（身体障害・知的障害・精神障害）や障害特性も踏まえて、グループホームを必要とする利用者像を整理するとともに、あわせて、自立生活移行支援型とそれ以外を対象者を整理する必要がある。

- なお、現時点で想定される「(仮称) 自立生活移行支援型」と「(仮称) 一般型」の対象者の大枠のイメージは以下のとおり。

- ・「(仮称) 一般型」

長期的に、グループホームによる支援が必要な者を想定。

具体的には、重度障害者や対面による夜間帯を含めた見守り等の支援が必要な知的障害者等。一定の障害支援区分以上の者を対象とすることが考えられる。

- ・「(仮称) 自立生活移行支援型」

上記以外の者。具体的には、主に障害支援区分の低い者であって地域での自立した生活を希望する障害者等。

※ 現在のグループホーム利用者は継続的に利用できるよう経過措置を検討することが考えられる。

イ 制度の位置付け（3類型との関係を含む）

現在のグループホームは法律上、訓練等給付に位置づけられているが（※）、上記による類型の見直しに当たっては、本人が希望する地域生活に向けた支援（訓練）を目的とする（仮称）自立生活移行支援型グループホームを設けることを踏まえ、例えば、

- ・「(仮称) 自立生活移行支援型」は訓練等給付に位置付けた上で他の訓練系サービスと同様に標準利用期間を設定

- ・「(仮称) 一般型」は介護給付に位置付けた上で医療的ケアが必要な者や強度行動障害者等への対応も含め重度障害者の受入体制を充実

するなど、制度の位置付けの明確化を図ることが考えられる。

※ 平成 18 年度に障害者自立支援法にグループホームが位置づけられた当初は、障害程度区分に基づき、区分 1 又は非該当の者はグループホーム（訓練等給付）、区分 2 以上の者はケアホーム（介護給付）としていたが、平成 26 年度にグループホーム（訓練等給付）に一元化。

なお、現行の 3 類型については、上記の新たな枠組みを前提とした上で、後述する重度障害者の受入体制の整備や外部サービスの利用の在り方を踏まえた整理を

検討する必要がある。

- ウ (仮称) 自立生活移行支援型グループホーム退去後の切れ目のない支援の実施
- グループホームを退去した利用者が継続して地域生活を送れるよう、地域生活に向けた支援に関わった(仮称)自立生活移行支援型グループホームの事業者が、退去後においても切れ目なく定期的な訪問や相談等による支援を実施することが、地域生活の継続に当たって有効と考えられる。
このため、(仮称)自立生活移行支援型グループホームについては、自立生活援助と一体的な実施を前提とすることが考えられる。
- エ (仮称) 自立生活移行支援型グループホームの適正な運営を確保するための対策
- 希望する住まいへの移行に向けた適切な支援を行わない事業者や、最初から一人暮らし等が可能な者の利用への対策を検討する必要がある。

(参考) (仮称) 自立生活移行支援型と (仮称) 一般型のグループホームのイメージ

	自立生活移行支援型	一般型
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> ・希望する住まいに向けた一時的な利用を想定 ・障害者が希望する住まいに向けた相談等の支援や訓練(金銭管理、病状管理、家事、相談する力等)を実施 ・退去後の定着の支援を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・継続的な利用を妨げない ・介護、日常生活上の援助等の必要な支援を実施
人員体制	本人が希望する住まいに向けた支援を行う専門職を配置	重度な障害者を受入可能な人員を配置
利用期間	標準利用期間を設定	特に期間は設けない
その他	自立生活援助等の退去後の支援の実施の要件化	

② その他の論点

ア グループホームにおける支援の質の確保

- 近年、障害福祉サービスの実績や経験があまりない事業者の参入が多く見受けられる。グループホームの利用の希望がない者や支援の必要性が乏しい者の継続的な利用や、障害特性や障害程度を踏まえた支援が適切に提供されないといった支援の質の低下が懸念される。

また、グループホームについては、小規模な住まいの場であり閉鎖的な環境になりやすい面があることから、人権擁護の観点からも、地域の中で孤立せず、開かれた存在としていくことが重要である。

- グループホームは小規模で地域に点在していることから、支援の質を確保するため、個々のグループホームにおける管理体制やバックアップ体制が重要であり、運営基準において、管理体制やバックアップ体制についての明確化を図ること等について検討する必要がある。

また、グループホームの質の確保を図るため、障害者総合支援法に基づく協議会における運営状況の評価の実施を推進していくことなども考えられる。

※千葉県における障害者グループホーム等支援事業の取組

千葉県においては、障害者のグループホームのバックアップ体制を強化することを目的として、個々のグループホームの立ち上げや運営について助言するグループホーム等支援ワーカーを配置する事業を実施。

当該支援ワーカーは、千葉県内の保健所の圏域（12ヶ所）ごとに各1名配置。

※日中サービス支援型グループホームは、指定基準において、地域に開かれたサービスとすることによりサービスの質の確保を図る観点から、協議会等に対し、定期的実施状況等を報告し評価を受けることとしている。

イ 重度障害者の受入体制の整備や外部サービスの利用の在り方（3類型の在り方）

○ 重度障害者の受入体制の整備

平成30年度に障害の重度化や高齢化に対応するため昼夜を通じて職員を配置する日中サービス支援型グループホームが創設された。

しかしながら、現行制度上、夜間支援体制については、利用者数が少ない場合、日中サービス支援型より介護サービス包括型の方が手厚い人員配置が可能となっている。また、介護サービス包括型であっても個人単位ヘルパーを利用すれば手厚い人員体制の確保が可能であるなど、必ずしも日中サービス支援型が介護サービス包括型と比較して、重度障害者に対応できる基準・報酬となっていない面がある。

上記も踏まえ、現行の3類型の在り方について、重度障害者の受入体制の推進の観点を踏まえて、(仮称)自立生活移行支援型グループホームの検討とあわせて一体的に検討すべきである。

また、重度障害者の受入に当たっては廊下幅や介護設備、強度行動障害の方の対応のための防音設備の追加など、建設費のかかり増しになる点についても検討する必要がある。

○ 外部サービスの利用の在り方

現行制度上、外部サービスの利用については、介護サービス包括型及び日中サービス支援型グループホームにおいては、原則として、グループホームの事業所の従業員以外の者による介護等を受けさせてはならないこととしているが、一定の要件を満たす重度障害者については、例外的に経過措置として個人単位での居宅介護等の利用が認められている。

また、外部サービス利用型のグループホームについては、グループホームの事業

者が外部の居宅介護事業者にサービスの提供を委託する受託居宅介護サービス費の仕組みが設けられている。

重度障害者向けの個人単位ヘルパーについては、効率的な支援体制や労働法制の遵守の観点から、できる限りグループホームの従業員により重度な障害者に対応できるよう人員基準・報酬を見直す方向で検討することが考えられる。

なお、今後、重度障害者向けの個人単位ヘルパーの在り方の検討に当たっては、以下の点に留意しつつ検討することが必要である。

- ・個人単位ヘルパーではなくグループホームの従業員による対応を前提とした場合には、新たにグループホームの従業員として喀痰吸引等が必要な重度障害者に対応できる専門的な人材を確保する必要が生じることから、地域の実情に応じた人材不足の観点についても考慮する必要があること
- ・個人単位ヘルパーにより、グループホームの運営に外部の目が入り透明性が高まる側面があること
- ・常時支援が必要な重度障害者の日中の外出支援については、グループホームの従業員ではなく、外部の訪問系サービスによる対応が現実的と考えられること
また、重度障害者の個人単位ヘルパーの取扱いの検討にあわせて、外部サービス利用型の受託居宅介護サービス費の取扱いについても併せて検討することが考えられる。

ウ 必要なサービス量の在り方

- グループホームについては、入所施設や精神科病院等からの地域移行を進めるために整備を推進してきたところであり、利用者数は令和元年11月に入所施設の利用者数を上回り14万人に増加している。

グループホームのサービス量については、障害者総合支援法に基づき自治体が定める障害福祉計画において、自治体が現に利用している者の数や障害者のニーズ等を勘案して必要なサービス量を見込むこととしているが、上記のグループホームの制度の在り方の検討も踏まえつつ、グループホームのサービス量の考え方を整理する必要がある。

その際、障害者の希望を踏まえた地域生活を推進する観点からグループホームの利用が必要な者を見込むとともに、入所施設の待機者の状況等も勘案して見込むことが考えられる。また、検討に当たっては、グループホームのサービス量やニーズについて、各地域における実情を把握することが必要である。

各地域において、一定のサービス量が確保されていると判断する場合の事業者指定の在り方や必要なサービス量に関する市町村からの意見の聴取のプロセスの導入についても検討することが考えられる。

エ 家賃補助の在り方

- グループホームについては、障害者の地域移行を推進する観点から、平成23年

10月より家賃補助制度が設けられているが、

- ・グループホームの家賃補助があることにより地域で一人暮らし等が可能な障害者であっても、家賃補助によりグループホームに留まるインセンティブになっているとの指摘や、
- ・家賃補助が家賃に上乗せされる形で事業者の利益となっているのではないかと指摘がある。

- 国土交通省が所管する新たな住宅セーフティネット制度においては、障害者等の住宅確保要配慮者のみが入居できる住宅として登録した「住宅確保要配慮者専用住宅」に対する家賃と家賃債務保証料の低廉化に対する補助制度が設けられている。

当該制度について国土交通省と連携して推進していく必要がある。

※住宅セーフティネット制度の現状等

民営借家は1530万世帯。セーフティネット住宅(住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅)(注1)は約30万戸(令和3年2月末時点現在)。このうち家賃低廉化補助や改修費建設補助の対象となりうる住宅確保要配慮者専用住宅(注2)は約4千戸。

注1:セーフティネット住宅:新たな住宅セーフティネット制度における住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度において、住宅確保要配慮者の入居を拒まない住宅として登録された住宅。

注2:住宅確保要配慮者専用住宅:セーフティネット住宅のうち、住宅確保要配慮者(低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯)のみが入居できる住宅として登録された住宅。

- なお、グループホームの家賃補助については、地域生活に向けたモチベーションを損なわない制度への見直しを検討することが考えられるが、単純にグループホーム以外の居宅の障害者に対して家賃補助を行うことは財源の確保が課題であることを踏まえて検討する必要がある。

また、施設整備費の補助制度や入所施設の補足給付との関係についても考慮する必要がある。

(2) 地域移行・地域生活を支える施策の拡充

【基本的な考え】

- 現在、障害者の地域生活を支える自立生活援助や地域定着支援、市町村が整備する地域生活支援拠点等の施策が進められているが、十分な状況ではない。
- 障害者の地域生活を支える体制が十分ではないことから、一定の支援があれば希望する住まいの場での生活が可能な障害者であっても、現実的には選択肢がグループホームに限られる状況がある。

- グループホームの制度の見直しとあわせ、障害者本人の希望を踏まえた地域での多様な住まいの暮らしを選択できるよう、地域生活を支える施策の拡充を一体的に検討する必要がある。
- その際、障害者の地域生活を支える相談支援や本人が自ら望む生活を選択していくための意思決定支援が重要であることに留意が必要である。

【検討の方向性】

- 障害者の地域生活を支える自立生活援助等のサービスの拡充や住宅施策との連携を推進する。また、障害者の地域生活を支える地域体制の構築を図るための地域生活支援拠点等の整備や機能の充実、様々な課題を抱える者に対する重層的な支援体制との連携強化を図っていく。

① 自立生活援助、地域定着支援等の制度の在り方

ア 自立生活援助のサービスの拡充

- 自立生活援助については、令和3年度報酬改定において、標準利用期間（1年間）、を越えてさらに利用が必要な場合について、市町村審査会の審査を経て必要性が認められる場合に複数回の更新が認められるよう見直すこととしているが、更に、真に必要な者については、自立生活援助の利用期間を柔軟に継続できるよう見直すことについて検討する必要がある。
- また、現状は概ね月4回程度の定期的な訪問を想定しているが、利用者の状況により更に手厚い定期的な訪問を可能とする報酬や、ICTも活用した安否確認や緊急通報の推進についても効果的な支援を実施する観点から検討すべきである。

イ 自立生活援助・地域定着支援の一本化

- 自立生活援助・地域定着支援については、法律上、障害福祉サービス・相談支援サービスとして位置づけられているが、支援の濃度は異なるものの（※）、いずれも地域で生活する一人暮らし等の障害者を支えるサービスであり、対象者の状況に応じた支援の継続性を確保する観点から、自立生活援助と地域定着支援の制度の一本化について検討することが考えられる。

その際、これらのサービスの整備を推進する観点から、人員基準等の在り方を検討する必要がある。

※自立生活援助は、一人暮らし等の障害者の居宅に定期的な訪問（週1回程度）等を行い各種相談や連絡調整等を行うサービス。

地域定着支援は一人暮らし等の障害者の緊急時の連絡体制を確保するサービス。

ウ グループホームと自立生活援助の一体的な運営の促進

- 前記のとおり、(仮称)自立生活移行支援型グループホームの検討に当たって

は、退去後の継続的な支援を実施する自立生活援助との一体的な実施について検討する。

エ 意思決定支援の推進

- 障害者本人の希望を踏まえた地域での多様な住まいの暮らしを選択できるよう、相談支援専門員やサービス管理責任者による意思決定支援を徹底することが必要である。

② 住宅施策との連携の強化

- 国土交通省が所管する新たな住宅セーフティネット制度の居住支援法人との連携やセーフティネット住宅の活用促進等について、国土交通省と連携していく必要がある。

特に、障害者の住宅確保に当たって必要な事項には、緊急連絡先の確保、見守り・生活支援、死後事務委任等があり、これらの支援を行うため、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者が居住支援法人の指定を受けることが有効であることから、自立生活援助事業者や地域相談支援事業者の居住支援法人の指定を推進していくことが必要である。

③ 地域生活支援拠点等の推進

- 障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、市町村が中心となって障害者の生活を地域全体で支える地域生活支援拠点等の整備が進められているが、現状においては一部の自治体での整備に留まっている状況がある。また、既に地域生活支援拠点等を整備した市町村においても、地域における障害者のニーズを丁寧に把握し、地域の実情に応じて障害者の地域生活を支える地域生活支援拠点等として必要な機能を充実させていくことが今後の課題となっている。

令和3年度報酬改定においては、市町村が地域生活支援拠点等に位置づけた短期入所サービスや訪問系サービス事業者に対する報酬の充実が行われることとなっているが、更に、地域生活支援拠点等の整備・機能充実の観点から、地域生活支援拠点等について法律上の位置付けの明確化について検討する必要がある。

また、地域生活支援拠点等については、地域のニーズ把握やニーズを踏まえた必要な機能の整備・強化について、協議会等を活用し、PDCA サイクルにより継続的に検証・検討を行っていく必要がある。

(参考) 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について (令和2年4月1日時点)

- ・ 令和2年4月1日時点で整備済み 469 市町村 (26.9%)
- ・ 令和2年度末までに整備予定 637 市町村 (36.6%)
- ・ 令和3年度に整備予定 209 市町村 (12.0%)
- ・ その他 426 市町村 (24.5%)

※ () 内は全 1741 市町村に占める割合

④ 地域における重層的な支援体制との連携

- 近年、自殺や孤独死、引きこもり、依存症といった孤立を核とする課題が顕在化している。

地域で生活する障害者が地域の中で様々なつながりの中で自分らしく生きていくためには、自立生活援助をはじめとした障害福祉サービスに限らず、社会参加や居場所、就労支援を含めた重層的な支援の体制を、インフォーマルなものを含めて構築していくことが重要である。

- 令和3年4月から、社会福祉法に基づき、市町村において、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を構築するため、①相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」という新たな取組が始まる。

障害者が希望する地域生活の推進に向けて、今後、各地域において、重層的支援体制整備事業による包括的な相談支援における各分野との多機関協働の体制が構築されるとともに、アウトリーチ等を通じた継続的な伴走支援や地域で人と人がつながる居場所づくりなど、地域づくりの取組が進んでいくことが期待される。

4. 終わりに

- 本検討会においては、障害者自立支援法のサービスとして位置付けられて以降10年以上が経過するグループホームについて、過去の経緯を振り返りつつ現状の課題を整理し、今後のグループホームや地域生活支援のあり方について検討を行ってきた。

- 検討に当たっては、障害者総合支援法の基本理念を踏まえ、障害者がどこで誰と生活するかについての選択の機会を確保するという視点を最も重要な柱として据えた上で、支援の質や適切な運営を確保していくという視点も踏まえて制度の見直しの方向性について議論を行った。

本検討会の報告を踏まえ、国において制度の在り方について更なる検討が行われることが望まれる。

- また、本検討会では、グループホームは障害者の地域生活を支える大きな地域システムの一つであるという前提に基づき、障害者本人が希望する地域生活を実現するための地域生活支援のあり方について検討を行った。

- 障害の有無にかかわらず個人が望む住まいや暮らし方は本来多様であるはずであり、一人暮らしのほか、家族やパートナーとの暮らし、気の合う仲間とのシェアードリビングといった様々なあり方が考えられる。障害者が希望する生活を実現で

きるよう地域生活支援施策を充実していく必要がある。

- 障害者の地域生活を支える上では、自立生活援助等による見守り・相談支援や、住居の確保等の支援を行う住宅施策との連携が重要であり、それらの支援を更に充実していく必要がある。その上で、障害者の地域の中での孤立や疎外を防ぎ、周囲とのより豊かな関係性の構築を支援する観点から、新たに始まる重層的支援体制整備事業による相談支援や地域づくりの取組との連携が重要である。
- 各地域において、本人にとっての生活の豊かさや幸せとは何かということに真摯に向き合い、その実現に向けた支援体制の整備や地域づくりが進められることを期待したい。

参考資料

1. 検討委員会におけるその他・補足の意見

○ グループホームの制度の在り方

重度障害者の受け入れの促進

- ・ 常時介護が必要な障害者の他、これまで施設等で生活されていた行動障害のある方等が、グループホームにおいて大きな問題もなく暮らせるということが様々な事例で実証されてきている。日中必要な際は行動援護等による外部の専門スキルをもった支援員を配置することなど柔軟に対応しながら、グループホームでの受入体制を引き続き整備していくことが望ましい。
- ・ 日中サービス支援型のグループホームは重度障害者を受け入れることを前提としているものの、現状では一部の重度障害者に対して必要な設備が整えられていないことから、受け入れができていない事例もあると聞く。日中サービス支援型のグループホームについては、一定の設備面の基準を設けていくことも一案ではないか。

個人単位ヘルパーについて

- ・ 現状の個人単位ヘルパーの役割をグループホームの人員が担う場合、喀痰吸引等の重度障害者への対応ができる人材を1法人で確保することが困難となる可能性がある。そのため、そのような高いスキルを持った人材が多く事業所に関わる体制を地域の中で構築していく必要がある。グループホームを核にししながら、重度障害者の地域生活を支援する体制を整備していくことが重要。
- ・ また、個人単位ヘルパーではなくグループホームの人員が夜間の支援を担う場合、複数の支援者の巡回による見守りとなることが想定される。「住まいの場」として個別の部屋を確保するといった本来のグループホームのあり方を踏まえ、利用者のプライバシーを十分に考慮しつつ、適切な対応を検討していく必要がある。

家賃補助について

- ・ 家賃補助を提供しながら、グループホーム利用者の一人暮らし等への移行のモチベーションも損なわない方策の1つとして、自立生活援助の利用期間は家賃補助を受けられるようにする仕組みも考えられるのではないかと。また、グループホームから一般のアパート等に引っ越した場合は、1～2年間等と期限を決めて補助をすることも一案ではないか。
- ・ 家賃補助を個人の家賃に対して補助するのではなく、建設費（設備費）補助として事業者へ提供し、結果として設定される家賃から建設費（設備費）補助を受けた分を減額するといった間接的な家賃補助のあり方も検討できるのではないかと。その際、実際に家賃に反映されていることを確認することが難しいため、家賃の価格設定と合わせた検討が必要と考えられる。

グループホームの規模の考え方

- ・ 10人定員を3棟並べて建てているグループホームと、全室個室で10人3ユニット30人定員の入所施設の違いを考える必要がある。
- ・ 障害者の地域生活を考える際、特に都市部では住む場所を確保することが大きな課題となる。現状のグループホームの人数要件では一定規模以上のグループホームを建てられない状況であるが、特にグループホームを必要とする重度障害者に関しては、グループホームの規模の要件を緩和することも検討すべきではないか。

その他の留意事項

- ・ 災害等不測の事態を想定したグループホームにおける防災の対策についても検討が必要である。
- ・ 現状のグループホームでは一部の設備が男性用、女性用で分かれており、性的マイノリティの方が利用しづらいという点が指摘されている。性的マイノリティの方に配慮した支援体制の整備を充実させていく必要がある。

○ 地域移行・地域生活の支援について

地域移行・地域生活支援の現状と課題

- ・ これまでグループホームは入所施設等からの地域移行を進めるために整備が進められてきたが、実態としては地域で生活していたものの、家族の高齢化により介護が難しくなるなど在宅生活が困難になったことをきっかけに、グループホームへ入居されるケースが多数あると認識している。そういった方々の状態像を考慮した上で、本人の希望に応じ地域生活へ戻るための支援を検討していく必要がある。
- ・ 高齢の障害者が親なき後にグループホームを利用するケースなどでは、一度入居した後にまた一人暮らし等の生活に戻ることを希望するかについては難しい問題となる。
- ・ グループホームから一人暮らし等へ移行できるかどうかは、地域の支援力によるところが大きい。障害福祉サービスの中でもアウトリーチのサービスや、相談支援専門員等のケアマネジメント、本人の全体的な状況を踏まえたアセスメントの実施体制や充実の度合いについては地域格差が大きい。

地域移行・地域生活支援の推進

- ・ (仮称)自立生活移行支援型グループホームを新たに設けるとした場合、実際に機能させていくためには、それを利用する本人と運営する事業者の両方にとって、グループホームからアパート等での暮らしへ移行することがメリットとなるよう制度設計を行う必要がある。
- ・ グループホームを退所した後の地域生活の安心感をどのように作り出せるかが重要であり、相談支援と自立生活援助のサービスを中心に、地域の支援体制を整えていく必要がある。また、地域生活で失敗があった際に一時期戻ることのできるショートステイの機能も重要ではないか。
- ・ 現代では、家族や地域の支え合いなどがだんだんと薄れ、公的な福祉サービスがそれを補うように拡充されてきている。それでも以前はインフォーマルな人間

関係が担ってきた役割をすべて代替することができないという点は、広く認識されてきていると考える。そのような背景を踏まえると、グループホームから退居したあとに本人が孤立感や疎外感をもたずに生活していくことができるための支援を十分に考える必要がある。

- ・ また、地域生活においては、孤立や疎外を核とする問題の他にも、8050 問題、DV、失業、貧困など様々な問題を複合的に抱え得るリスクがある。これらの課題に対処していくためには、障害福祉サービス等だけではなく、国が進める重層的な支援体制による伴走型の支援や参加支援等とも連携し、本人が地域生活に対して希望や安心感を持てる環境を整えていくことが重要だと考えられる。

○ 多様な住まいや暮らし方

- ・ 現状のグループホーム利用者の生活のあり方は、アパートでの生活（個室の集合体のイメージ）、シェアリビング（空間を分け合うイメージ）、グループリビング（共有の部分を持つイメージ）の3つに分けられると考える。一時期の知的障害者の居住はグループリビングが主であり、利用者全員で共有部分を持ち、助け合い、刺激し合いながら生活をしてきた部分がある。上記の3つの生活のあり方を念頭に、グループホームを類型化することも今後検討していくべきではないか。
- ・ グループホームからの退居後の暮らしについては、一人暮らしの他、パートナーとの2人暮らし、気の合う仲間とのシェアードリビングなど様々なものが考えられる。また、希望する生活は、人生の中の様々な時期によっても異なると考えられる。
- ・ また、本人がグループホームを利用している場合を含め、親子でアパートの別の階や別の棟に住むなど、「スープの冷めない距離」のような近さで暮らしたいという希望も聞かれる。グループホームか一人暮らしかといった二者択一ではなく、本人にとって最もよい住まいや生活のあり方を実現するための支援が重要だと考えられる。

2. データ等参考資料

グループホームの現状

グループホームの概要

- ☆ 障害のある方が**地域住民との交流が確保される地域の中で、家庭的な雰囲気の下、共同生活を営む住まいの場。**
- ☆ 1つの住居の利用者数の平均は**6名程度。**

具体的な利用者像

- ☆ 単身での生活は不安があるため、一定の支援を受けながら地域の中で暮らしたい方
- ☆ 一定の介護が必要であるが、施設ではなく地域の中で暮らしたい方
- ☆ 施設を退所して、地域生活へ移行したいがいきなりの単身生活には不安がある方 など

具体的な支援内容

- ☆ 主として夜間において、共同生活を営むべき住居における相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を実施
- ☆ 利用者の就労先又は日中活動サービス等との連絡調整や余暇活動等の社会生活上の援助を実施

必要な設備等

- ☆ **共同生活住居ごとに1以上のユニットが必要**
- ☆ **ユニットの入居定員は2人以上10人以下**
- ☆ 居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設ける
- ☆ 居室の定員：原則1人
- ☆ 居室面積：収納設備を除き**7.43㎡**



★住宅地に立地

★入居定員は原則10名以下

- ※ 既存の建物を利用する場合は20名以下、都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下とすることができる。
- ※ 日中サービス支援型の場合、一つの建物に複数の共同生活住居を設けることができる。(定員の合計は20人以下)

利用者数の推移

R2.11月実績
139,725人



	グループホーム（共同生活援助）		
	（介護サービス包括型）	（日中サービス支援型）	（外部サービス利用型）
利用対象者	障害支援区分にかかわらず利用可能		
サービス内容	主に夜間における食事や入浴等の介護や相談等の日常生活上の援助		
介護が必要な者への対応	当該事業所の従業者により介護サービスを提供	当該事業所の従業者により常時の介護サービスを提供	外部の居宅介護事業所に委託
報酬単位 (令和3年4月～)	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 667単位～170単位	世話人の配置及び障害支援区分に応じて 1,105単位～252単位	世話人の配置に応じて 243単位～114単位 標準的な時間に応じて (受託居宅介護サービス) 96単位～
事業所数	8,279事業所	259事業所 (平成30年4月～)	1,323事業所
利用者数	120,579人	3,551人 (平成30年4月～)	15,595人

グループホーム3類型の比較

		介護サービス包括型	日中サービス支援型	外部サービス利用型
定員		・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2~10名	・定員 20名以下+短期入所1~5名 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 2~10名	・定員 新築建物は10名以下 既存建物は20名以下 (都道府県知事が特に必要と認める場合は30名以下) ・共同生活住居 原則2~10名
住居		・住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所施設又は病院の敷地外にあること。		
設備		・共同生活住居は、1以上のユニットを有すること。 ・ユニットの居室面積:収納設備等を除き、7.43平方メートル以上を確保すること。		
人員基準等	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの		
	サービス管理責任者	・利用者数が30人以下:1人以上 ・利用者数が31人以上:1人に、利用者数が30を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上		
	世話人	6:1以上 (報酬上は4:1~6:1)	5:1以上 (報酬上は3:1~5:1)	6:1以上 ※平成26年4月1日において現存する事業所は当面の間、10:1 (報酬上は4:1~6:1、10:1)
	生活支援員	障害支援区分に応じ (区分6)2.5:1 ~ (区分3)9:1以上		なし(介護の提供は受託居宅介護事業所が行う)
	夜間支援	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合は加算で評価)	1名以上の夜勤職員の配置が必要 (加配した場合は加算で評価)	なし (夜勤や宿直の配置、常時の連絡体制を確保している場合に加算で評価)
	日中支援	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)	1名以上の職員の配置が必要	なし (日中に支援を行った場合に加算で評価)
	個人単位ヘルパー利用(R3.3.31までの経過措置)	以下の要件を満たす場合に利用が可能。 (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者 (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者 ① 個別支援計画にホームヘルプサービスの利用が位置付けられていること。 ② ホームヘルプサービス利用について市町村が必要と認めること。		
報酬	世話人の配置及び支援区分に応じて 666単位/日~171単位/日 ※各種加算あり	世話人の配置及び支援区分に応じて 1,104単位/日~279単位/日 (日中共同生活住居以外で過ごす場合の報酬もあり) ※各種加算あり	世話人の配置に応じて 244単位/日~114単位/日 (区分2以上の者は受託居宅介護サービス費を算定可) ※各種加算あり	
事業者数 (令和2年11月国保連データ)	8,279事業所	259事業所	1,323事業所	
利用者数 (令和2年11月国保連データ)	120,579人	3,551人	15,595人	

サービス類型別の利用者の状況

・介護サービス包括型は知的障害者、外部サービス利用型は精神障害者が多い
・日中サービス支援型は他類型より身体障害者の割合が高い

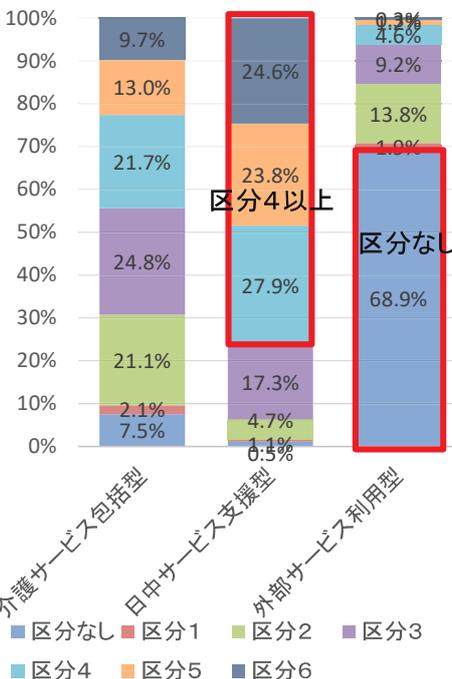
日中サービス支援型は区分4以上が多く、外部サービス利用型は区分なしが多い

類型別の年齢に大きな偏りはない

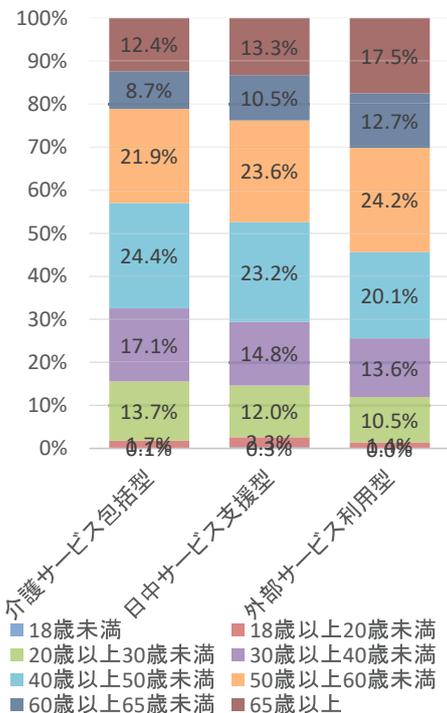
障害種別



支援区分別



年齢別



※出典: 令和2年4月国保連データ

グループホームの利用者数の推移

障害者の地域移行を推進し、地域で安心して生活するため、障害者の住いの場であるグループホームの整備を促進する。

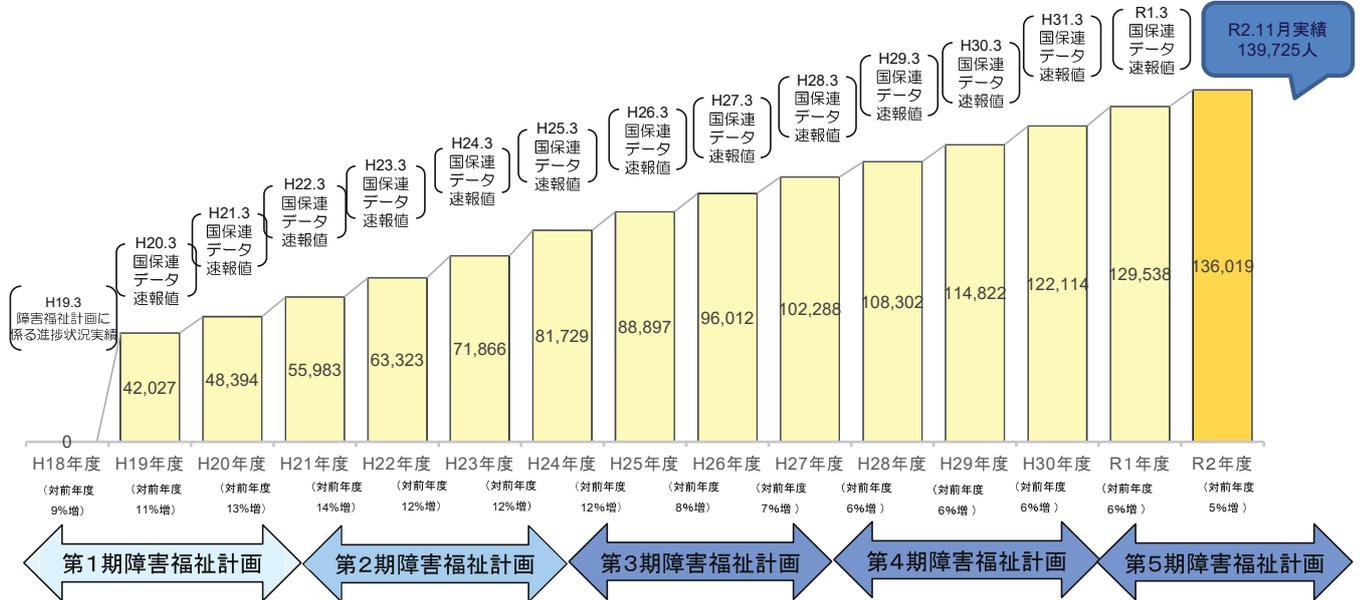
各自治体が策定した障害福祉計画においては、令和2年度に**13.6万人**のグループホーム利用者が見込まれている。

(※平成25年度以前は旧グループホーム・旧ケアホームの利用者数)

実績

見込

提供されるサービスの総量
(人分)

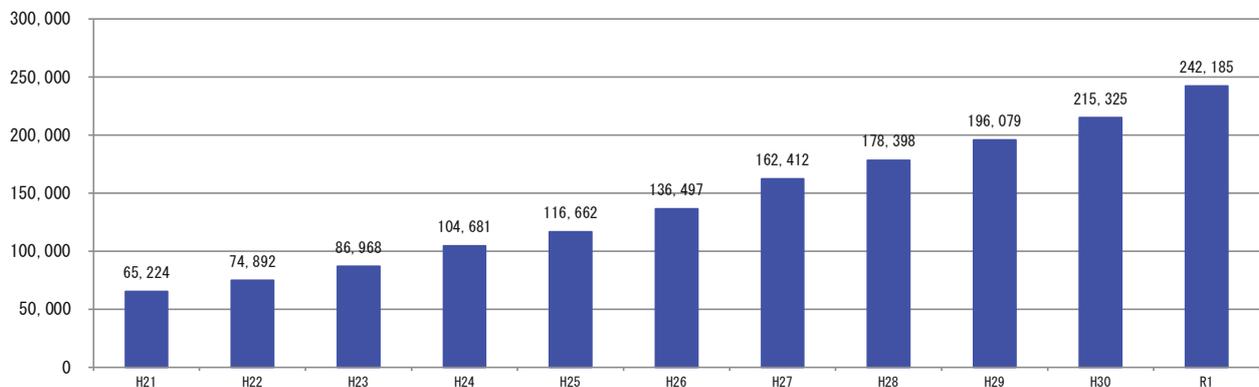


共同生活援助の現状

【共同生活援助の現状】

- 令和元年度の費用額は約2,422億円であり、障害福祉サービス等全体の総費用額の8.8%を占めている。
- 費用額、利用者数及び事業所数については、毎年度増加している。

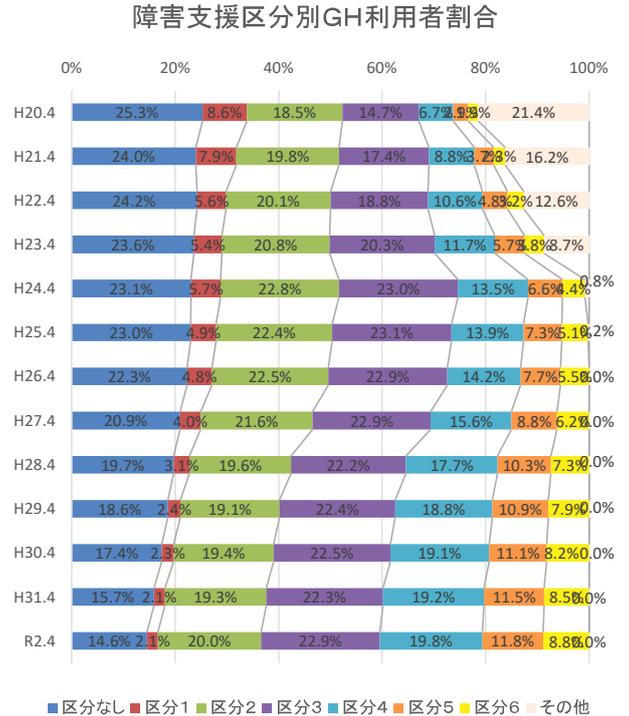
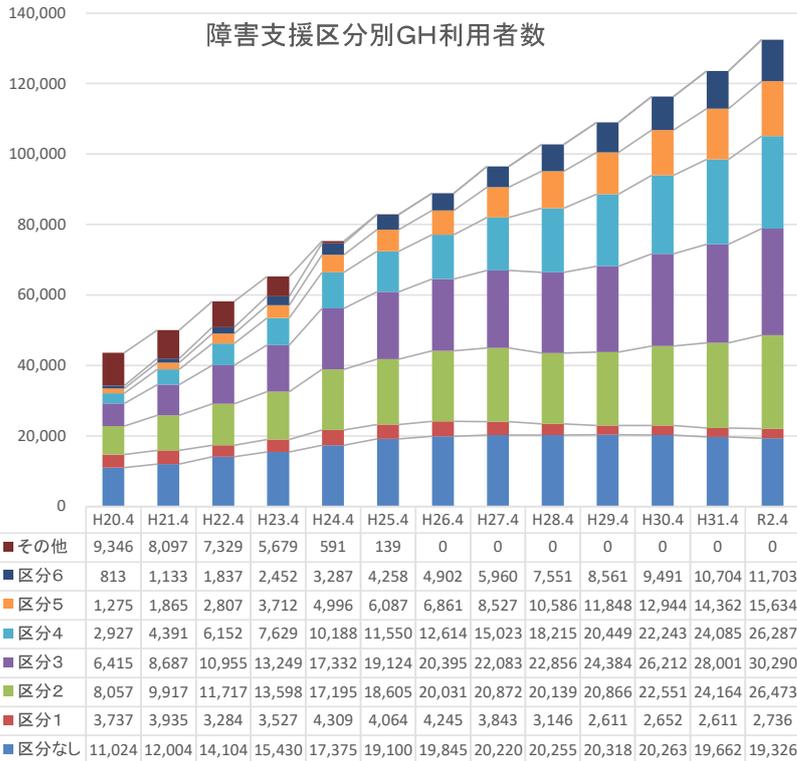
費用額の推移(百万円)



※出典: 国保連データ

グループホーム利用者の障害支援区分別構成の推移

グループホームにおいては、区分4～6の利用者の利用者全体に占める割合が増加している。



(出典:国保連データ)

GH入居者の「今後の住居形態の希望」

	合計	GH	GHのサテライト型	一人暮らし	二人暮らし (パートナーとの同棲・結婚)	実家や親との同居	無回答	
全体		20642人	17008人	556人	2190人	313人	575人	1952人
年齢								
15～19歳	229人	146人 (63.8%)	5人 (2.2%)	60人 (26.2%)	5人 (2.2%)	13人 (5.7%)	25人	
20～24歳	1035人	656人 (63.4%)	52人 (5.0%)	254人 (24.5%)	23人 (2.2%)	50人 (4.8%)	87人	
25～29歳	1278人	917人 (71.8%)	54人 (4.2%)	222人 (17.4%)	38人 (3.0%)	47人 (3.7%)	106人	
30～34歳	1597人	1211人 (75.8%)	58人 (3.6%)	234人 (14.7%)	39人 (2.4%)	55人 (3.4%)	110人	
35～39歳	1910人	1513人 (79.2%)	60人 (3.1%)	254人 (13.3%)	35人 (1.8%)	48人 (2.5%)	113人	
40～44歳	2416人	1998人 (82.7%)	64人 (2.6%)	254人 (10.5%)	36人 (1.5%)	64人 (2.6%)	157人	
45～49歳	2727人	2282人 (83.7%)	90人 (3.3%)	242人 (8.9%)	40人 (1.5%)	73人 (2.7%)	172人	
50～54歳	2413人	2036人 (84.4%)	61人 (2.5%)	226人 (9.4%)	28人 (1.2%)	62人 (2.6%)	169人	
55～59歳	2050人	1762人 (86.0%)	42人 (2.0%)	172人 (8.4%)	23人 (1.1%)	51人 (2.5%)	176人	
60～64歳	1946人	1716人 (88.2%)	31人 (1.6%)	131人 (6.7%)	24人 (1.2%)	44人 (2.3%)	151人	
65～69歳	1674人	1535人 (91.7%)	24人 (1.4%)	73人 (4.4%)	10人 (0.6%)	32人 (1.9%)	146人	
70～74歳	686人	640人 (93.3%)	11人 (1.6%)	15人 (2.2%)	7人 (1.0%)	13人 (1.9%)	89人	
75～80歳	272人	258人 (94.9%)	1人 (0.4%)	3人 (1.1%)	1人 (0.4%)	9人 (3.3%)	28人	
81歳以上	88人	81人 (92.0%)	1人 (1.1%)	1人 (1.1%)	0人 (0.0%)	5人 (5.7%)	12人	
障害支援区分								
区分1	565人	410人 (72.6%)	17人 (3.0%)	101人 (17.9%)	16人 (2.8%)	21人 (3.7%)	54人	
区分2	3352人	2460人 (73.4%)	142人 (4.2%)	580人 (17.3%)	75人 (2.2%)	95人 (2.8%)	228人	
区分3	4078人	3380人 (82.9%)	102人 (2.5%)	412人 (10.1%)	65人 (1.6%)	119人 (2.9%)	313人	
区分4	3179人	2820人 (88.7%)	91人 (2.9%)	146人 (4.6%)	26人 (0.8%)	96人 (3.0%)	243人	
区分5	1819人	1707人 (93.8%)	28人 (1.5%)	26人 (1.4%)	9人 (0.5%)	49人 (2.7%)	157人	
区分6	1391人	1324人 (95.2%)	26人 (1.9%)	18人 (1.3%)	2人 (0.1%)	21人 (1.5%)	109人	
重度包括支援	83人	82人 (98.8%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	0人 (0.0%)	1人 (1.2%)	1人	
非該当	1437人	1036人 (72.1%)	44人 (3.1%)	272人 (18.9%)	30人 (2.1%)	55人 (3.8%)	143人	
未認定	880人	620人 (70.5%)	11人 (1.3%)	200人 (22.7%)	19人 (2.2%)	30人 (3.4%)	67人	
障害種別								
知的	14844人	12814人 (86.3%)	413人 (2.8%)	1060人 (7.1%)	213人 (1.4%)	344人 (2.3%)	985人	
精神	5308人	3759人 (70.8%)	141人 (2.7%)	1080人 (20.3%)	106人 (2.0%)	222人 (4.2%)	517人	
身体	1810人	1585人 (87.6%)	49人 (2.7%)	127人 (7.0%)	13人 (0.7%)	36人 (2.0%)	146人	
発達障害	636人	485人 (76.3%)	14人 (2.2%)	111人 (17.5%)	13人 (2.0%)	13人 (2.0%)	61人	
難病	103人	81人 (78.6%)	6人 (5.8%)	7人 (6.8%)	2人 (1.9%)	7人 (6.8%)	8人	

厚生労働省 平成30年度障害者総合福祉推進事業「グループホームを利用する障害者の生活実態に関する調査(日本グループホーム学会調査研究会)」

精神科病床入院患者の地域生活の希望

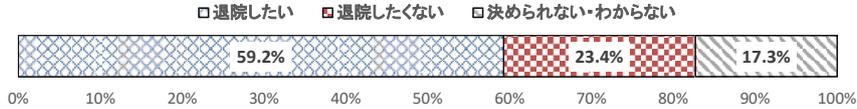
- 1年以上精神科病床に入院されている患者への調査では、退院を希望しない理由として、住む場所、一人暮らしや家事に自信がないこと、経済的なことが心配と答えている人が一定数存在。

【地域移行及び地域生活支援に向けたニーズ調査】

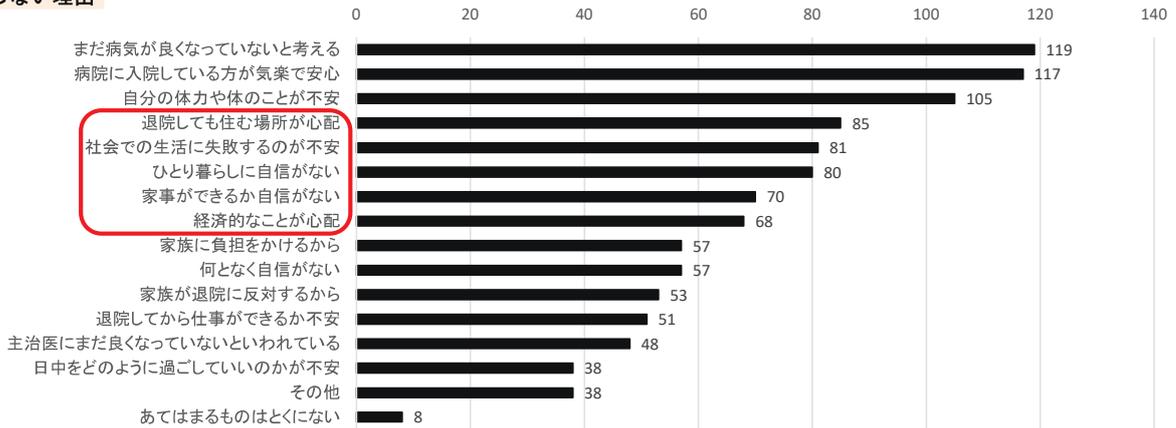
調査概要

- 協力医療機関数：109医療機関
- 調査対象数：1,178人（平均60.4歳,男性58%,女性42%）※1年以上精神科病床に入院されている患者を対象としている

半年以内の退院希望



退院を希望しない理由

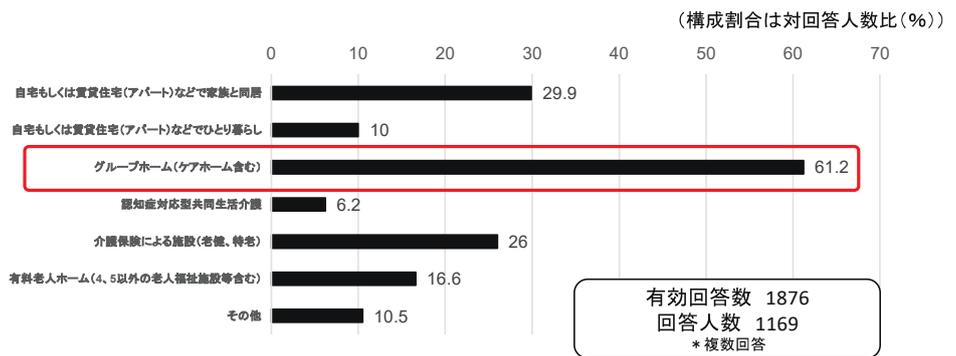


出典：平成26年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業「精神障害者の地域移行及び地域生活支援に向けたニーズ調査」

精神科病床入院患者の地域生活の希望

- 前頁の調査では、退院する場合に適当な場として、職員側はグループホームとの回答が多い。
- 一方、入院している患者の希望は自宅もしくは賃貸住宅などでの家族との同居や、一人暮らしが多い。

退院する場合に適当な暮らしの場（職員側）



退院する場合に暮らしたい場（患者側）



出典：平成26年度 厚生労働省 障害者総合福祉推進事業「精神障害者の地域移行及び地域生活支援に向けたニーズ調査」

グループホームにおける個人単位での居宅介護等の利用について

グループホーム(介護サービス包括型及び日中サービス支援型)においては、原則として、グループホームの事業所の従事者以外の者による介護等を受けさせてはならないが、以下の場合については、特例措置として居宅介護等の利用を認めている。

【対象者】

- ・次のいずれかに該当する者
 - (1)障害支援区分4以上、かつ、重度訪問介護、同行援護又は行動援護の対象者
 - (2)障害支援区分4以上、かつ、次の①及び②の要件をいずれも満たす者
 - ①グループホームの個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
 - ②グループホームでの居宅介護の利用について市町村が必要と認めること。

【利用可能なサービス】

- ・上記(1)の対象者:居宅介護又は重度訪問介護
- ・上記(2)の対象者:居宅介護(身体介護に係るものに限る。)

【グループホームの人員配置基準】

- ・個人単位で居宅介護等を利用する者の生活支援員の配置基準については、当該利用者の数を2分の1と算定。

【グループホームの報酬】

- ・世話人の配置及び障害支援区分に応じ、利用しない場合より低い報酬額を適用
(例)個人単位で居宅介護等を利用する場合
世話人配置4:1の事業所で障害支援区分6の者 443単位/日 ※利用しない場合は666単位/日

【特例措置の適用期間】

- ・令和3年3月31日までの時限措置

【利用状況(令和2年11月国保連データより)】

- ・介護サービス包括型 事業所数:543事業所/8,279事業所(6.6%)
利用者数:2,660人/120,579人(2.2%) ※内訳:区分6:1,670人(63%)、区分5:656人(25%)、区分4:334人(12%)
- ・日中サービス支援型 事業所数:29事業所/259事業所(11%)
利用者数:117人/3,551人(3.3%) ※内訳:区分6:75人(64%)、区分5:28人(24%)、区分4:14人(12%)

PwC

10

グループホームの利用の際の助成

1 目的

グループホームの家賃について、障害者の地域移行をさらに進めるため、その一定額を助成するもの。

2 対象者

グループホーム利用者(市町村民税課税世帯を除く)

3 助成額(月額)

家賃を助成対象とし、利用者1人当たり月額1万円を上限

- ※ 家賃が1万円未満の場合は、当該家賃の額を助成。
- ※ 月の途中で入退居した場合は、1万円を上限として実際に支払った額を助成。
- ※ 家賃に対する助成は、事業者による代理受領の場合、他の障害福祉サービスに係る報酬と同様に、翌々月となる。
(例:平成23年10月分は、平成23年12月に支給)

4 負担率

1/2 (負担割合 国1/2、都道府県1/4、市町村1/4)

5 施行期日

平成23年10月1日

11

入所施設、精神科病院等からの 地域移行の推進 (障害福祉計画)

第6期障害福祉計画における目標値設定の考え方

『障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針』
(平成18年厚生労働省告示第395号。最終改正は令和2年厚生労働省告示第213号)

1. 福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 令和元年度末時点において福祉施設に入所している障害者（施設入所者）のうち、令和5年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定する。
 - 当該目標値の設定に当たっては、
 - ① **令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行**すること
 - ② **令和5年度末の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減**すること
- を基本に設定する。

施設入所者の重度化・高齢化を踏まえた設定

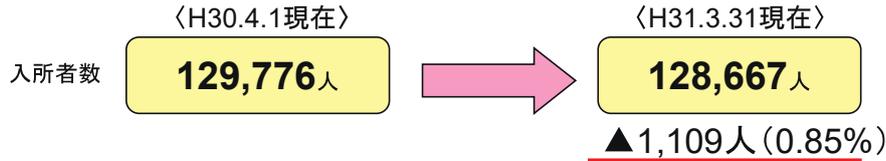
【参考】目標値の推移

①施設入所者の地域移行	第1～2期(平成18～23年度)	第3期(平成24～26年度)	第4期(平成27～29年度)	第5期(平成30～32年度)	第6期(令和3～5年度)
目標値(基本指針)	10% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】	30% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】	12% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】	9% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】	6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】
都道府県の目標の集計値	14.5%	25.2%	12.0%	8.0%	—
②施設入所者数の削減	第1～2期(平成18～23年度)	第3期(平成24～26年度)	第4期(平成27～29年度)	第5期(平成30～32年度)	第6期(令和3～5年度)
目標値(基本指針)	▲7% (平成17年10月1日～23年度末) 【6.5年間】	▲10% (平成17年10月1日～26年度末) 【9.5年間】	▲4% (平成25年度末～29年度末) 【4年間】	▲2% (平成28年度末～32年度末) 【4年間】	▲1.6% (令和元年度末～5年度末) 【4年間】
都道府県の目標の集計値	▲8.4%	▲15.4%	▲3.8%	▲2.2%	—

施設入所者の地域生活への移行に関する状況①

1 入所者数の推移

出典：障害福祉計画に係る実施状況報告
地域移行アンケート



【対象施設】
障害者支援施設
※2,497施設からの回答を集計

2 施設退所後の居住の場の状況

(1) 退所者の居住の場等の内訳

地域生活移行	他入所施設(障害)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	病院	死亡	その他	退所者計	新規入所者
1,525人 (23.5%)	615人 (9.5%)	482人 (7.4%)	29人 (0.4%)	1,417人 (21.8%)	2,285人 (35.2%)	146人 (2.2%)	6,499人	5,394人

※「その他」には、救護施設、刑務所、所在不明等が含まれる。

(2) 地域生活への移行状況 〈H30.4.1→H31.3.31〉



※H30.4.1の入所者数をベースとして地域生活に移行した割合 **1.1%**

〈地域生活へ移行した者の住まいの場の内訳〉

共同生活援助	宿泊型自立訓練	福祉ホーム	家庭復帰	1人暮らし・結婚等			その他
				公営住宅	公的賃貸住宅(公営住宅を除く)	その他民間住宅	
654人 (42.9%)	12人 (0.8%)	11人 (0.7%)	674人 (44.2%)	23人 (1.5%)	6人 (0.4%)	119人 (7.8%)	26人 (1.7%)

施設入所者の地域生活への移行に関する状況②

3 地域生活へ移行した者の日中活動の状況

出典：障害福祉計画に係る実施状況報告
地域移行アンケート

〈地域生活へ移行した者の日中活動の内訳〉

生活介護	自立訓練(機能訓練)	自立訓練(生活訓練)	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	地域活動支援センター
465人 (30.5%)	30人 (2.0%)	26人 (1.7%)	54人 (3.5%)	35人 (2.3%)	307人 (20.1%)	9人 (0.6%)
一般就労	学校(能力開発校含む)	精神科デイケア等	通所介護(介護保険)	その他の活動	未定	不明
178人 (11.7%)	33人 (2.2%)	7人 (0.4%)	64人 (4.2%)	33人 (2.2%)	162人 (10.6%)	122人 (8.0%)

4 施設入所前の居住の場の状況

(1) 新規入所者の入所前の居住の場の内訳

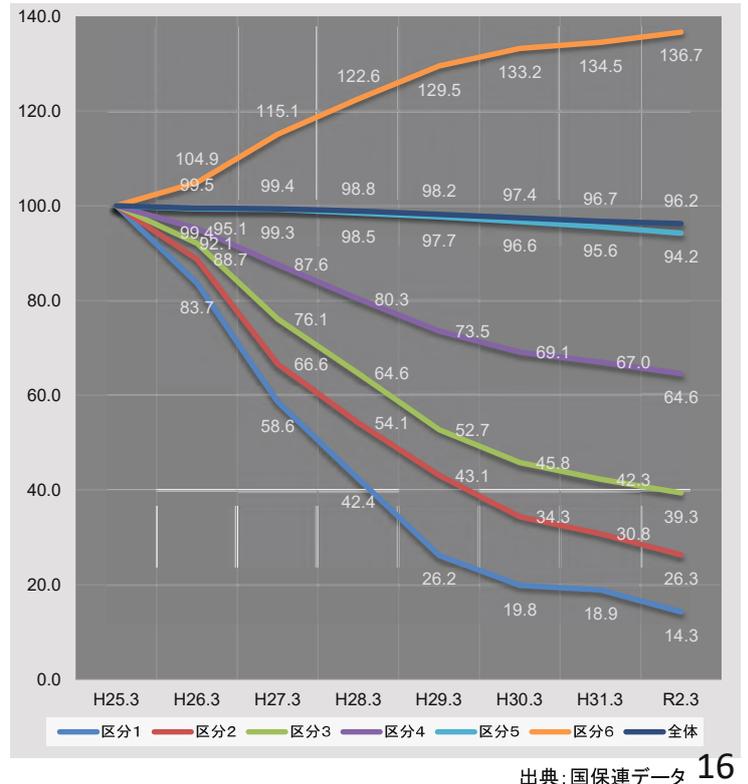
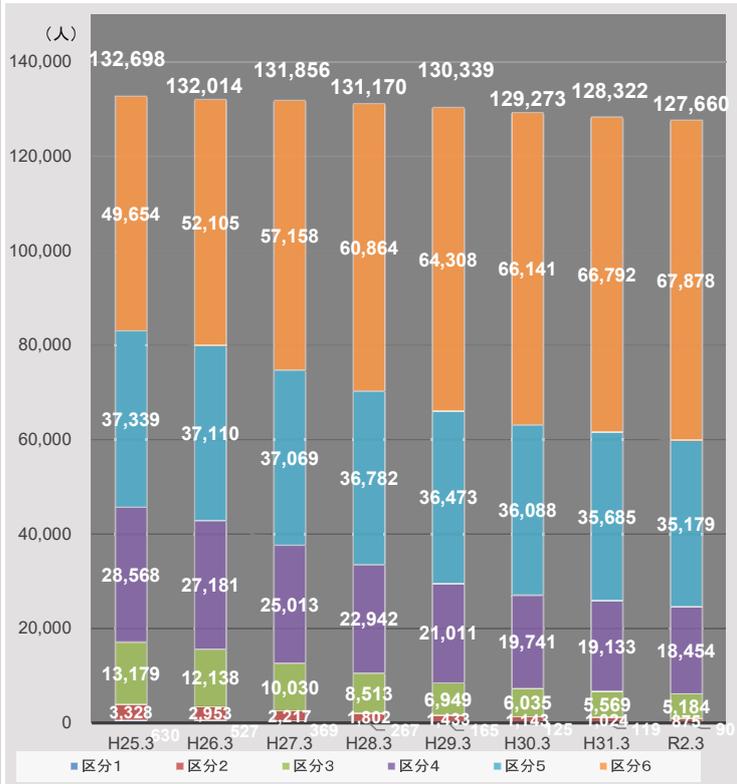
地域生活	他入所施設(障害者)	他入所施設(障害児)	他入所施設(老人)	地域移行型ホーム	矯正施設	病院		その他	計
						精神科	その他		
2,556人 (47.4%)	657人 (12.2%)	373人 (6.9%)	103人 (1.9%)	32人 (0.6%)	6人 (0.1%)	382人 (7.1%)	888人 (16.5%)	397人 (7.4%)	5,394人

(2) 地域生活の内訳

共同生活援助	福祉ホーム	家庭	ひとり暮らし・結婚等			その他
			公営住宅	公的賃貸住宅(公営住宅を除く)	その他民間住宅	
339人 (13.3%)	7人 (0.3%)	2,092人 (81.8%)	36人 (1.4%)	5人 (0.2%)	42人 (1.6%)	35人 (1.4%)

施設入所支援の利用者数の推移(障害支援区分別)

- 障害支援区分別の利用者数について、令和2年3月時点と平成25年5年3月時点と比較すると、
- ・ 区分1は85.7%減少、区分2は73.7%減少、区分3は60.7%減少、区分4は35.4%減少、区分5は5.8%減少となっている。
 - ・ 区分6は34.5%増加となっている。



出典: 国保連データ 16

地域移行、地域生活を支える サービス

(地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)、
自立生活援助、地域生活支援拠点)

障害者の地域移行・地域生活を支えるサービスについて

地域生活への移行に向けて、地域移行支援・自立生活援助・地域定着支援を組み合わせた支援を実施

- 地域移行支援：障害者支援施設や病院等に入所又は入院している障害者を対象に、住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。【支給決定期間：6ヶ月間】
- 自立生活援助：グループホームや障害者支援施設、病院等から退所・退院した障害者等を対象に、定期及び随時訪問、随時対応その他自立した日常生活の実現に必要な支援を行う。【標準利用期間：1年間】
- 地域定着支援：居宅において単身で生活している障害者等を対象に、常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。【支給決定期間：1年間】

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)

退院・退所

【出典】令和2年11月サービス提供分(国民健康保険団体連合会データ)



地域生活への移行・地域生活支援に関するサービス

	地域相談支援		障害福祉サービス
	地域移行支援	地域定着支援	自立生活援助(平成30年4月～)
概要	障害者支援施設や精神科病院等に入所・入院している障害者等につき、住居の確保その他の地域における生活に移行するため相談等の必要な支援を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上対面による支援	居宅において単身等で生活する障害者につき、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他必要な支援を行う。	居宅において単身等で生活する障害者につき、定期的な巡回訪問又は随時通報を受けて行う訪問、相談対応等により、自立した日常生活を営むための必要な援助を行う。 ※利用者に対し概ね週に1回以上訪問による支援
対象者	①障害者支援施設、のぞみの園又は療養介護を行う病院に入所している障害者 ※児童福祉施設に入所する18歳以上の者、障害者支援施設等に入所する15歳以上の障害者みなしの者も対象 ②精神科病院に入院している精神障害者 ③救護施設又は更生施設に入所している障害者 ④刑事施設、少年院に収容されている障害者 ⑤更生保護施設に入所している障害者又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障害者	①居宅において単身であるための緊急時の支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、緊急時の支援が見込めない状況にある障害者	①居宅において単身であるため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者 ②居宅において家族と同居している場合であって、当該家族等が障害、疾病等のため、自立した日常生活を営む上での各般の問題に対する支援が見込めない状況にある障害者
給付決定期間 標準利用期間	給付決定期間:6ヶ月 ※更なる更新は必要に応じて市町村審査会の個別審査を経て判断	給付決定期間:1年 ※更なる更新も可能	標準利用期間:1年 ※更なる更新は市町村審査会の個別審査を経た上で可能
設備	事業を行うために必要な広さの区画を有するとともに、必要な設備及び備品等を備えること。		
人員基準	管理者	常勤で、かつ、原則として管理業務に従事するもの	
	サービス管理責任者	なし	
従業者	・専従の指定地域移行支援従事者 ・指定地域移行支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	・専従の指定地域定着支援従事者 ・指定地域定着支援従事者のうち、1人以上は相談支援専門員であること	・利用者30人以下:1人以上 ・利用者31人以上:1人に、利用者数が30人を超えて30又はその端数を増すごとに1人を加えて得た数以上 地域生活支援員を1人以上 ※利用者数25人に対し1人を標準
報酬 (令和2年度)	前年度の地域移行した利用者数等に応じて、 ・地域移行支援サービス費(Ⅰ) 3,059単位/月 ・地域移行支援サービス費(Ⅱ) 2,347単位/月 ※その他加算あり	・体制確保費 305単位/月(毎月算定) ・緊急時支援費(Ⅰ) 711単位/日(緊急時に居宅訪問又は滞在による支援を行った場合) ・緊急時支援費(Ⅱ) 94単位/日(緊急時に電話による相談援助を行った場合) ※その他加算あり	地域生活支援員の配置に応じて、 ・自立生活援助サービス費(Ⅰ) 退所等から1年以内 1,556単位または1,089単位/月 ・自立生活援助サービス費(Ⅱ) 上記以外の者 1,165単位または816単位/月 ※その他加算あり
事業者数 (令和2年11月国保連データ)	349事業所	559事業所	234事業所
利用者数 (令和2年11月国保連データ)	658人	3,845人	955人

自立生活援助（平成30年4月～）の概要

サービス内容

障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者に対して、一定の期間（原則1年間）にわたり、自立生活援助事業所の従業者が定期的な居宅訪問や随時の通報を受けて行う訪問、当該利用者からの相談対応等より、当該利用者の日常生活における課題を把握し、必要な情報の提供及び助言、関係機関との連絡調整等を行う。

※市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合は更新可能

対象者

- ① 障害者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障害者等で、理解力や生活力等に不安がある者
- ② 現に、一人で暮らしており、自立生活援助による支援が必要な者
- ③ 障害、疾病等の家族と同居しており（障害者同士で結婚している場合を含む）、家族による支援が見込めないため、実質的に一人暮らしと同様の状況であり、自立生活援助による支援が必要な者

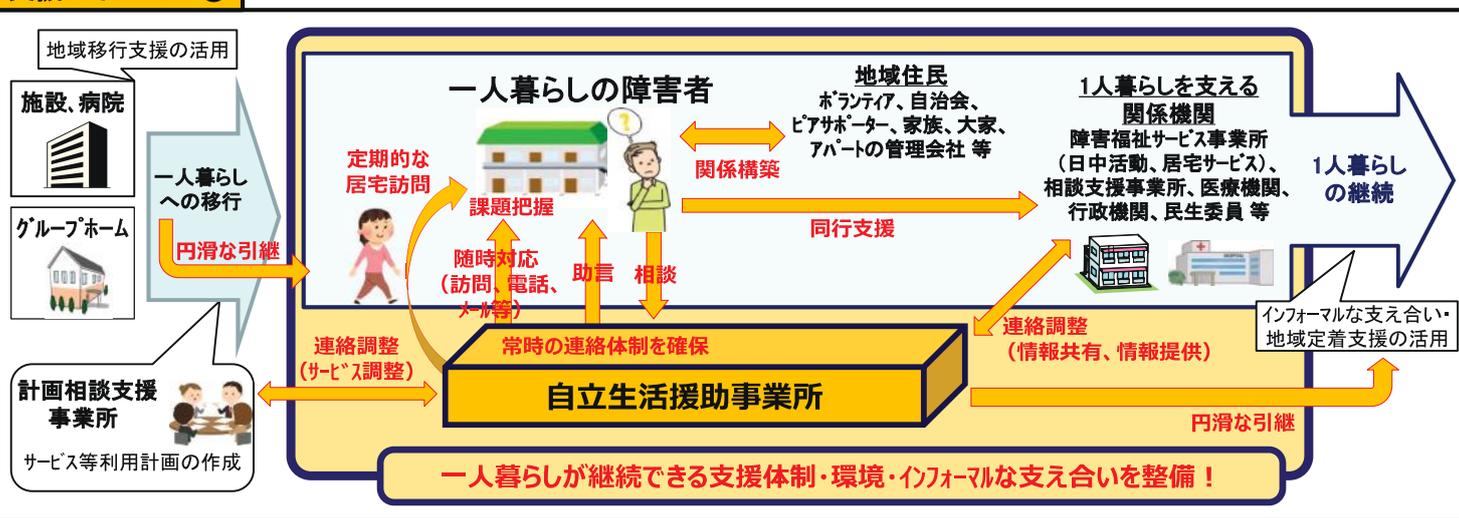
※自立生活援助による支援が必要な者(例)

- 地域移行支援の対象要件に該当する施設に入所していた者や精神科病院に入院していた者等であり、理解力や生活力を補う観点から支援が必要と認められる場合
- 人間関係や環境の変化等によって、1人暮らしや地域生活を継続することが困難と認められる場合（家族の死亡、入退院の繰り返し等）
- その他、市町村審査会における個別審査を経てその必要性を判断した上で適当と認められる場合

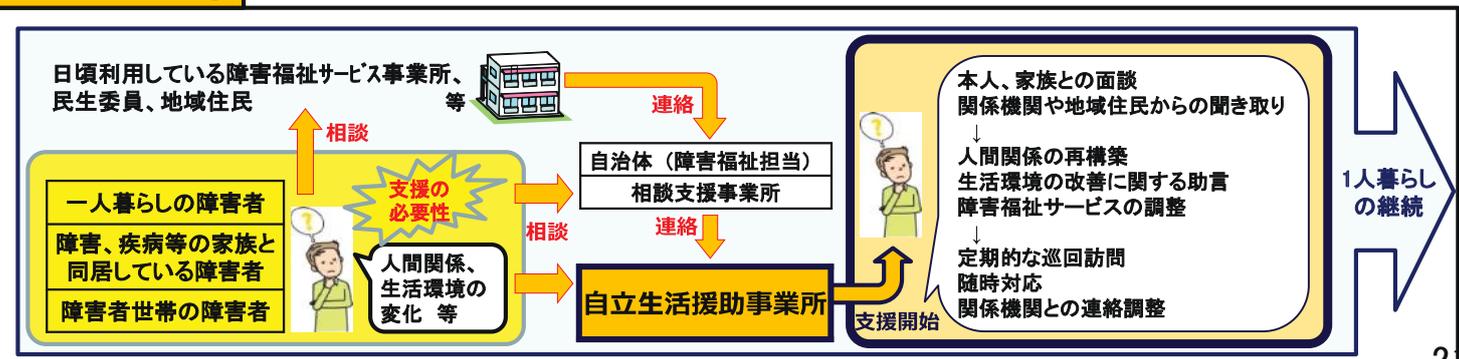
※家族による支援が見込めないと判断する場合(例)

- 同居している家族が、障害のため介護や移動支援が必要である等、障害福祉サービスを利用して生活を営んでいる場合
- 同居している家族が、疾病のため入院を繰り返したり、自宅での療養が必要な場合
- 同居している家族が、高齢のため寝たきりの状態である等、介護サービスを利用して生活を営んでいる場合
- その他、同居している家族の状況等を踏まえ、利用者への支援を行うことが困難であると認められる場合

支援のイメージ ①



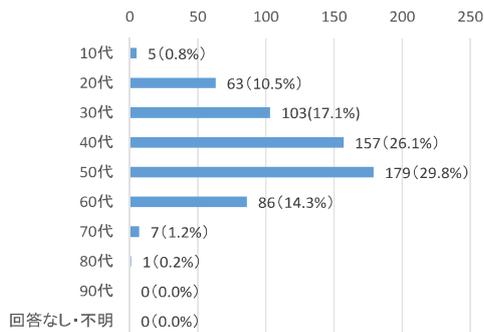
支援のイメージ ②



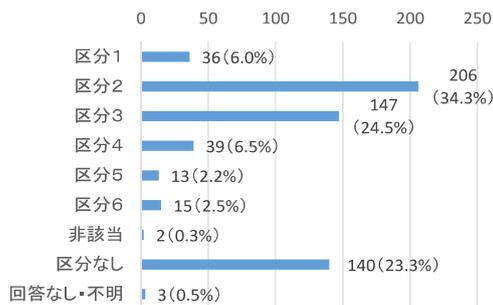
自立生活援助の利用者の状況

(令和元年7月時点 自立生活援助事業所数136ヶ所、利用者数601人に対する支援状況)

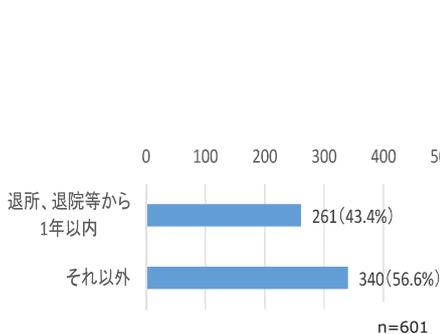
<利用者の年齢>



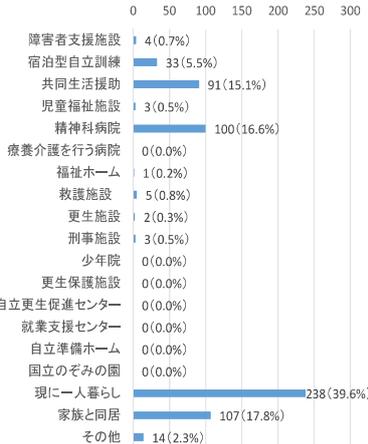
<利用者の障害支援区分>



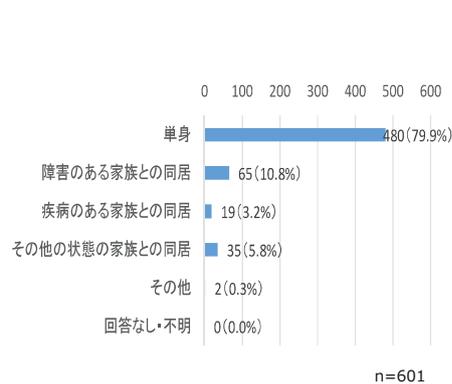
<利用者の支援の経過>



<利用前の居住先>



<自立生活援助利用時の居住形態>

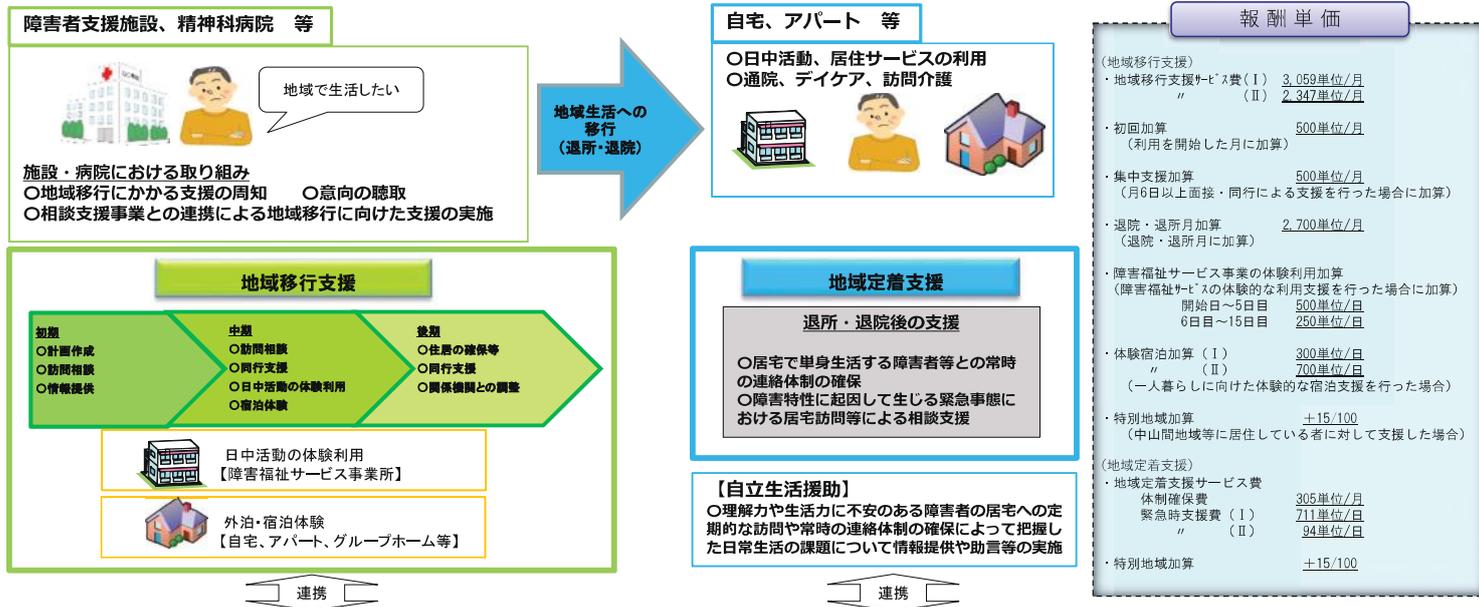


出典: 令和元年度厚生労働科学研究費補助金 自立生活援助に関する自治体の指定状況及び指定事業所の状況等についての実態調査

地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の概要

- 地域移行支援**・・・障害者支援施設、精神科病院、救護施設・更生施設、矯正施設等に入所又は入院している障害者を対象に住居の確保その他の地域生活へ移行するための支援を行う。
- 地域定着支援**・・・居宅において単身で生活している障害者等を対象に常時の連絡体制を確保し、緊急時には必要な支援を行う。

(参考) 地域生活への移行に向けた支援の流れ(イメージ)



【障害者総合支援法に基づく協議会によるネットワーク化】市町村、保健所、精神保健福祉センター、福祉事務所、障害福祉サービス事業所、障害者就業、生活支援センター 等

	地域移行支援	地域定着支援
事業所数	349事業所	559事業所
利用者数	658人	3,845人

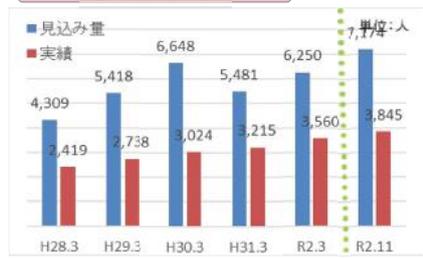
地域相談支援（地域移行支援・地域定着支援）の利用者数実績等

◆ 障害福祉計画における見込量と実績

地域移行支援



地域定着支援



第4期障害福祉計画

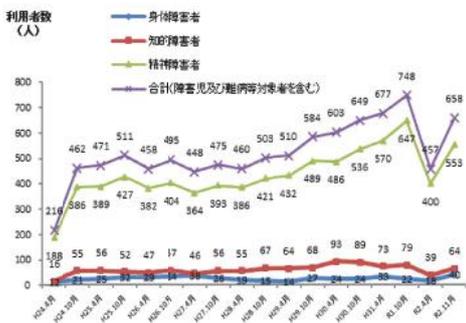
第5期障害福祉計画

第4期障害福祉計画

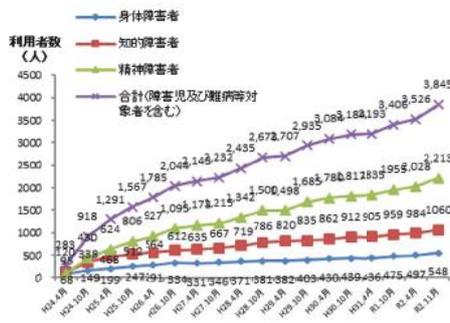
第5期障害福祉計画

◆ 障害別利用者数の推移（H24.4～R2.11）

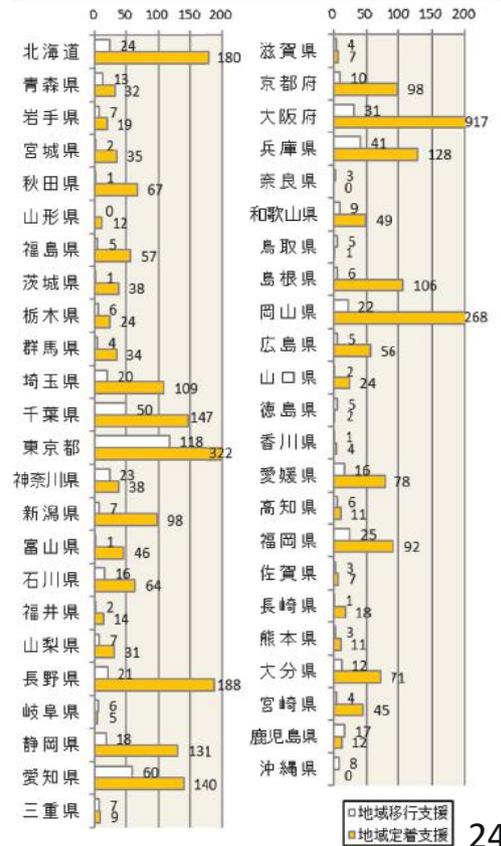
地域移行支援



地域定着支援



◆ 都道府県別利用者数（R2.11）

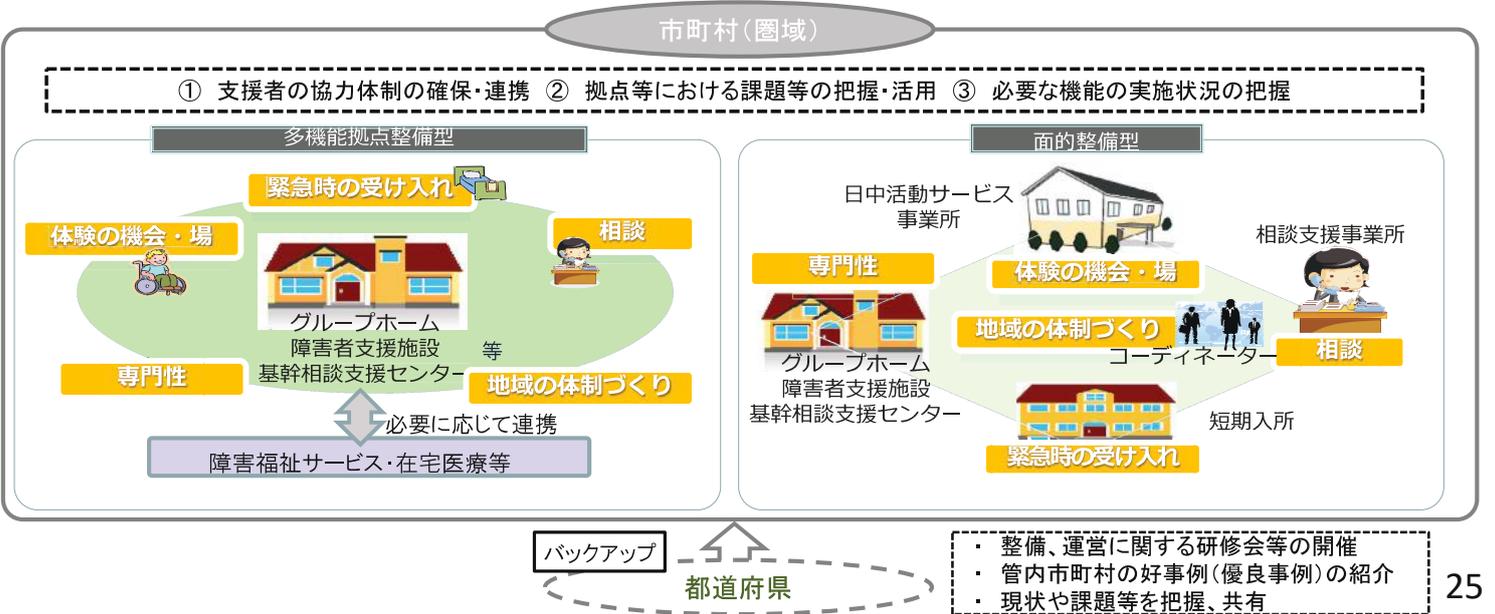


地域生活支援拠点等の整備について

障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくり）を、地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築。

● 地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ） ※あくまで参考例であり、これにとらわれず地域の実情に応じた整備を行うものとする。

各地域のニーズ、既存のサービスの整備状況など各地域の個別の状況に応じ、協議会等を活用して検討。



地域生活支援拠点等の全国の整備状況について(令和2年4月1日時点)

※ 障害福祉課調べ

○ 地域生活支援拠点等の全国の整備状況について、令和2年4月1日時点で、469市町村(うち、圏域整備:66圏域272市町村)において整備されている。(全国の自治体数:1741市町村)

※平成31年4月1日時点整備状況 332市町村(うち、圏域整備:42圏域188市町村)

① 地域生活支援拠点等の整備数について(予定含む)

令和2年4月1日時点で整備済み	469市町村 (うち、圏域整備:66圏域272市町村)
令和2年度末までに整備予定	637市町村 (うち、圏域整備:75圏域297市町村)
令和3年度に整備予定	209市町村 (うち、圏域整備:23圏域87市町村)
その他	426市町村 (うち、圏域整備:41圏域146市町村)

② 整備類型について(予定含む)

多機能拠点整備型	48市町村 (うち、圏域整備:3圏域9市町村)
面的整備型	1161市町村 (うち、圏域整備:157圏域597市町村)
多機能拠点整備型+面的整備型	101市町村 (うち、圏域整備:10圏域47市町村)
その他の整備類型	3市町村
未定	428市町村 (うち、圏域整備:35圏域149市町村)

(課題等)

※ 整備にあたって、備えるのが困難な機能として、「専門的人材の養成・確保」「緊急時の受入・対応」との回答が多くあった。

※ 今後の課題については、主に「地域の社会資源が不足していること、整備・運営に係る財源の確保」等があげられている。 26

新たな住宅セーフティネット制度

新たな住宅セーフティネット制度の概要

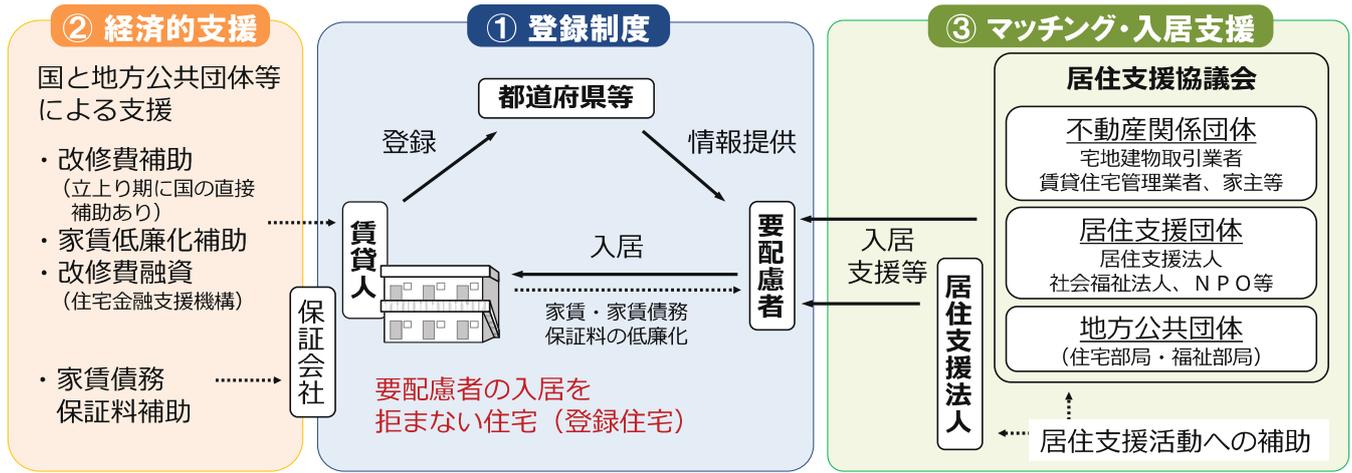
※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）の一部を改正する法律（平成29年4月26日公布 10月25日施行）

① 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度

② 登録住宅の改修・入居への経済的支援

③ 住宅確保要配慮者のマッチング・入居支援

【新たな住宅セーフティネット制度のイメージ】



居住支援協議会の概要

- ▶ 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進等を図るために、地方公共団体、不動産関係団体、居住支援団体等が連携して、居住支援協議会※を設立
- ▶ 住宅確保要配慮者・民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施

※ 住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律第51条第1項に基づく協議会

概要

(1) 設立状況 103協議会が設立（令和3年1月31日時点）

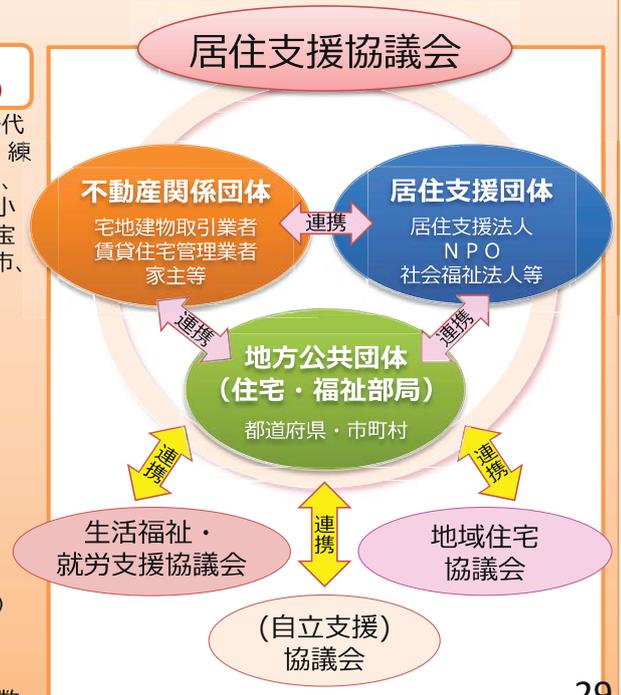
- 都道府県（全都道府県）
 - 市区町（56市区町）
- この他、60市区町村で設立検中
（うち19市区町村が令和3年度までに設立予定）
- 北海道札幌市、旭川市、本別町、横手市、鶴岡市、さいたま市、千葉市、船橋市、千代田区、新宿区、文京区、台東区、江東区、品川区、豊島区、北区、杉並区、板橋区、練馬区、足立区、葛飾区、大田区、世田谷区、江戸川区、八王子市、府中市、調布市、町田市、西東京市、日野市、狛江市、多摩市、川崎市、横浜市、鎌倉市、岐阜市、小海町、名古屋市、岡崎市、瀬戸市、京都市、宇治市、豊中市、岸和田市、神戸市、宝塚市、姫路市、広島市、東みよし町、東温市、北九州市、福岡市、大牟田市、うきは市、熊本市、合志市

(2) 居住支援協議会による主な活動内容

- ・メンバー間の意見・情報交換
- ・要配慮者向けの民間賃貸住宅等の情報発信、紹介・斡旋
- ・住宅相談サービスの実施（住宅相談会の開催、住宅相談員の配置等）
- ・家賃債務保証制度、安否確認サービス等の紹介
- ・賃貸人や要配慮者を対象とした講演会等の開催

(3) 支援

居住支援協議会が行う住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅等への入居の円滑化に関する取り組みを支援
〔令和3年度予算〕
共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数



居住支援法人制度の概要

居住支援法人とは

- ・居住支援法人とは、住宅セーフティネット法に基づき、居住支援を行う法人※として、都道府県が指定するもの
- ・都道府県は、住宅確保要配慮者の居住支援に係る新たな担い手として、指定することが可能

※住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給促進に関する法律第40条に規定する法人

● 居住支援法人に指定される法人

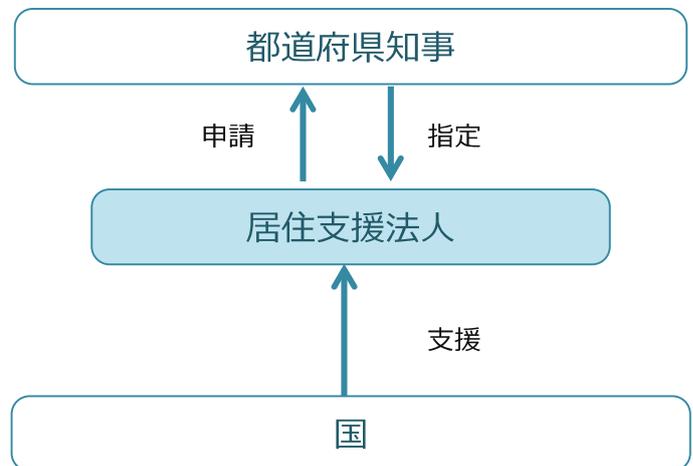
- ・NPO法人、一般社団法人、一般財団法人（公益社団法人・財団法人を含む）
- ・社会福祉法人
- ・居住支援を目的とする会社 等

● 居住支援法人の行う業務

- ① 登録住宅の入居者への家賃債務保証
- ② 住宅相談など賃貸住宅への円滑な入居に係る情報提供・相談
- ③ 見守りなど要配慮者への生活支援
- ④ ①～③に附帯する業務

※ 居住支援法人は必ずしも①～④のすべての業務を行わなければならないものではない。

【制度スキーム】



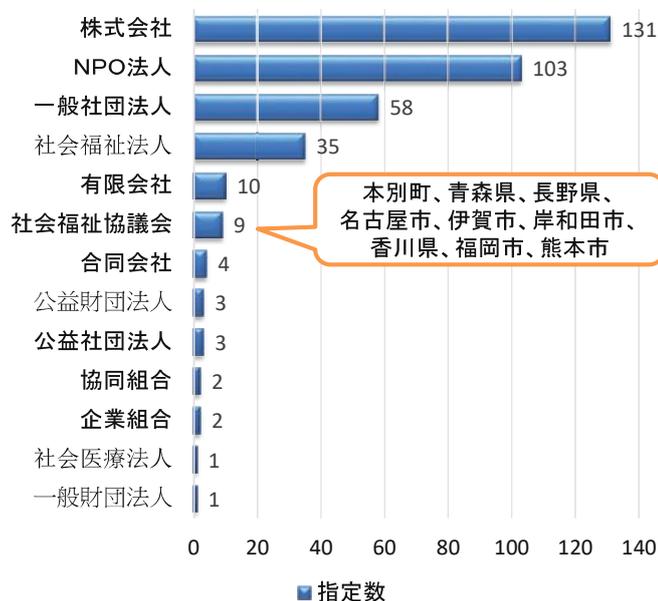
● 居住支援法人への支援措置

- ・居住支援法人が行う業務に対し支援（定額補助、補助限度額1,000万円等）。
- ・[R3年度予算] 共生社会実現に向けたセーフティネット機能強化・推進事業（10.8億円）の内数

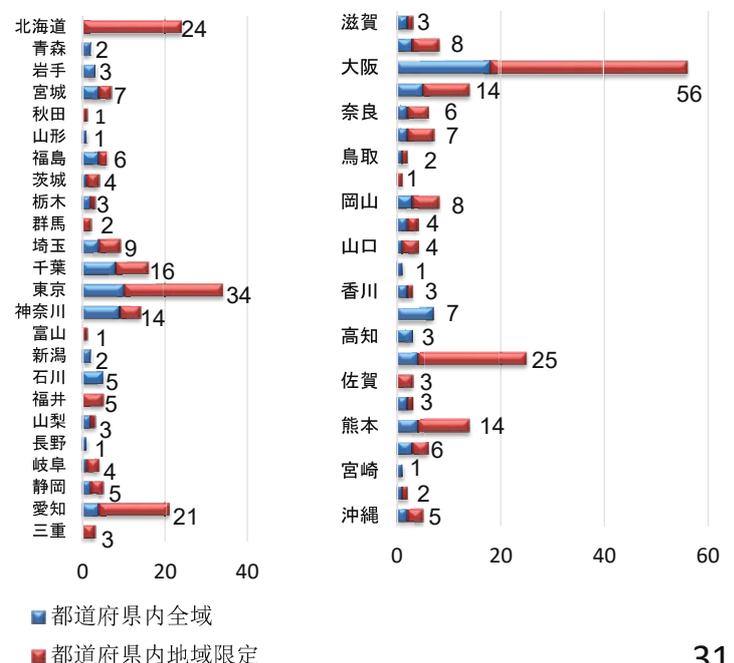
居住支援法人制度の指定状況

- 47都道府県 362法人が指定（R3.1.31時点）
- 法人属性別では、株式会社およびNPO法人の指定が多い状況（全体の約65%）
- 都道府県別では、大阪府が56法人と最多指定

■ 法人属性別



■ 都道府県別



令和2年度障害者総合福祉推進事業
障害者支援のあり方に関する調査研究
ーグループホーム、地域生活支援在り方ー

PwC コンサルティング合同会社
令和3年3月